

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【事業年度】	第115期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 松岡 健
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 佐伯 武祐
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(082) 261 - 7141 (代表)
【事務連絡者氏名】	広島支店長 佐伯 秀明
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号) 株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区的場町一丁目3番7号)

(注) 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券報告書の写しを備えるものであります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	(自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)	(自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)	(自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)
連結経常収益	百万円	29,528	27,377	26,611	27,306	31,434
連結経常利益	百万円	5,711	4,996	6,285	7,505	7,991
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,243	2,963	4,229	5,086	5,400
連結包括利益	百万円	3,347	239	6,610	3,556	4,809
連結純資産額	百万円	75,015	74,144	79,931	87,552	85,867
連結総資産額	百万円	1,600,556	1,629,976	1,869,214	2,220,870	2,140,357
1株当たり純資産額	円	555.66	548.18	598.29	620.99	654.79
1株当たり当期純利益	円	25.98	23.56	34.51	41.92	45.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.68	4.54	4.27	3.94	4.01
連結自己資本利益率	%	4.38	3.97	5.49	6.07	6.22
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,920	6,872	169,988	229,061	201,246
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	33,547	8,952	33,006	60,999	3,856
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	4,138	1,126	2,839	4,007	6,504
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	139,956	140,911	275,053	447,122	243,228
従業員数	人	748	724	717	682	644
[外、平均臨時従業員数]		[162]	[129]	[104]	[77]	[61]

- (注) 1. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結株価収益率については、非上場のため記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
経常収益	百万円	28,133	26,342	26,148	26,804	31,060
経常利益	百万円	5,403	4,752	6,295	7,427	7,999
当期純利益	百万円	3,178	2,932	4,371	5,112	5,467
資本金	百万円	23,497	23,497	23,497	28,497	28,497
発行済株式総数						
普通株式		115,967	115,967	115,967	115,967	115,967
第二種優先株式	千株	5,000	5,000	5,000	-	-
第三種優先株式		5,500	5,500	5,500	5,500	-
第四種優先株式		-	-	-	10,000	10,000
純資産額	百万円	74,622	73,733	79,639	87,279	85,668
総資産額	百万円	1,588,457	1,631,283	1,871,935	2,221,622	2,140,937
預金残高	百万円	1,481,411	1,522,948	1,633,026	1,709,727	1,881,463
貸出金残高	百万円	1,202,954	1,258,127	1,331,584	1,449,087	1,572,260
有価証券残高	百万円	224,154	210,073	247,269	304,324	302,451
1株当たり純資産額	円	552.26	544.63	595.76	618.63	653.06
1株当たり配当額						
普通株式		7.50	5.00	6.00	6.50	6.50
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二種優先株式		20.00	20.00	20.00	-	-
(内1株当たり中間配当額)	円 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第三種優先株式		25.00	25.00	25.00	25.00	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第四種優先株式		-	-	-	10.00	15.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	25.41	23.29	35.74	42.15	45.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.69	4.51	4.25	3.92	4.00
自己資本利益率	%	4.32	3.95	5.70	6.12	6.32
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	29.51	21.46	16.78	15.42	14.13

回次		第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
従業員数	人	707	688	680	646	610
[外、平均臨時従業員数]		[144]	[113]	[93]	[68]	[52]
株主総利回り	%	106.8	108.0	111.5	120.4	129.1
(比較指標：日経平均株 価)	%	(98.8)	(88.1)	(136.0)	(129.6)	(130.7)
最高株価	円	515	516	527	564	600
最低株価	円	489	515	516	527	564

- (注) 1. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 株価収益率については、非上場のため記載しておりません。
4. 当株式は非上場であるため、株主総利回り及び最高・最低株価は日刊新聞掲載の店頭気配値によるものであります。

2【沿革】

1930年11月17日	徳山無尽共益株式会社設立
1944年2月1日	徳山無尽共益株式会社、下関無尽株式会社、宝栄無尽株式会社の三社が合併し、山口無尽株式会社を下関市豊前田町186番地に設立
1951年10月20日	相互銀行法に基づく相互銀行の免許を受け、商号を株式会社山口相互銀行に変更
1970年4月1日	本店を周南市平和通一丁目10番の2（現在の本店所在地）に移転
1977年4月11日	総合オンラインスタート
1978年6月1日	外国為替公認銀行としての業務開始
1982年5月17日	融資オンラインスタート
1983年4月1日	公共債の窓口販売業務開始
1984年4月1日	山口県指定代理金融機関となる
1986年11月20日	山相ビジネスサービス(株)（西京ビジネスサービス(株)）を設立
1987年6月1日	公共債のディーリング業務開始
1988年6月1日	公共債のフルディーリング業務開始
1988年10月1日	海外コルレス業務開始（1992年2月10日海外コルレス契約包括承認を取得）
1989年2月1日	普通銀行に転換、商号を株式会社西京銀行に変更
1990年3月26日	財団法人西京教育文化振興財団を設立
1992年7月10日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
1993年11月22日	勘定系オンラインスタート
1994年4月12日	西京カード(株)を設立（2010年3月に株式を譲渡し、持分法適用関連会社化）
1998年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
1999年10月1日	インターネットバンキング取扱開始
2000年8月1日	(株)エス・ケイ・ベンチャーズを設立（現連結子会社）
2001年4月1日	損害保険の窓口業務開始
2001年4月10日	(株)西京総研を設立
2002年3月5日	金地金の販売開始
2002年10月1日	生命保険の窓口販売業務開始
2004年2月13日	きらら債権回収(株)を設立（現連結子会社）
2010年12月24日	インターネット取引専門支店「ウェブ一丁目支店（現アクト支店）」開設
2011年4月1日	西京ビジネスサービス(株)を吸収合併
2011年7月22日	(株)西京システムサービスの株式を取得し子会社化
2014年1月4日	勘定系オンラインPROBANK-R2システムの運用開始
2014年1月28日	西京カード(株)の株式を再取得し、連結子会社化
2015年5月7日	オペレーションセンター「ACT-CORE」営業開始
2020年6月26日	監査等委員会設置会社へ移行

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、子会社4社及び投資事業有限責任組合1組合（計 連結子会社5社）で構成され、銀行業務を中心に、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

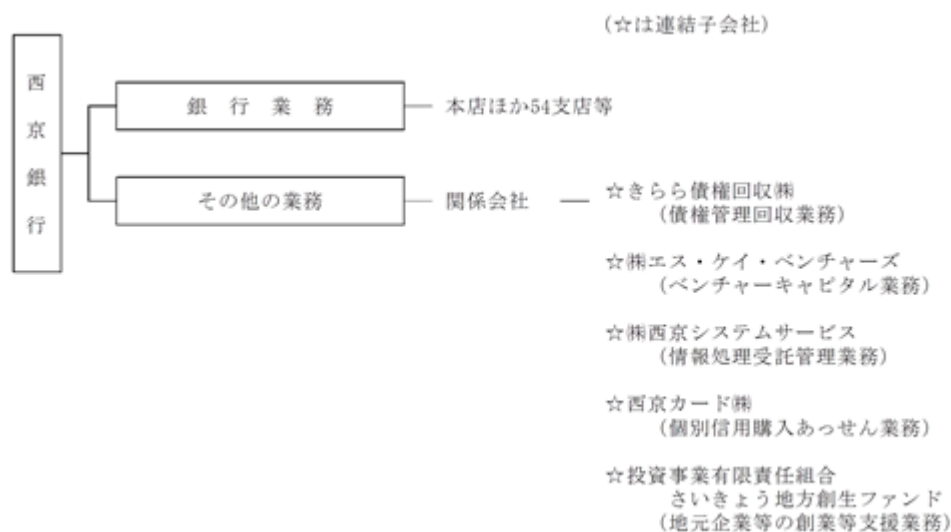
[銀行業務]

当行の本店ほか54支店等（店舗内店舗を含む）において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

[その他業務]

きらら債権回収(株)、(株)エス・ケイ・ベンチャーズ、(株)西京システムサービス、西京カード(株)の4社及び1組合において、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務、情報処理受託管理業務、個別信用購入あっせん業務、地元企業等の創業等支援業務を事業展開することにより、銀行業務のサポート及び金融サービスの充実を図っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社) 西京カード㈱	東京都 江東区	110	個別信用購 入あっせん 業務	100.00	4 (2)	-	資金の貸付 預金取引関係 経理事務の受託	-	-
(連結子会社) きらら債権回収㈱	山口県 周南市	500	債権管理回 収業務	100.00	2 (1)	-	預金取引関係 債権管理回収業 務委託 経理事務の受託	当行より建 物の一部及 び車両を賃 借	-
(連結子会社) ㈱エス・ケイ・ベン チャーズ	山口県 周南市	100	ベンチャー キャピタル 業務	100.00	4 (2)	-	預金取引関係 経理事務の受託	当行より車 両を賃借	-
(連結子会社) ㈱西京システムサービス	山口県 周南市	50	情報処理受 託管理業務	100.00	3 (2)	-	預金取引関係 システム機器、 ソフトウェア等 の購入 経理事務の受託	当行より建 物の一部及 び車両を賃 借	-
(連結子会社) 投資事業有限責任組合さ いきょう地方創生ファン ド	山口県 周南市	1,300	地元企業等 の創業等支 援業務	-	-	-	預金取引関係	-	-

(注) 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2023年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	610 [52]	34 [9]	644 [61]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員98人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
610 [52]	37.9	15.0	5,646

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員91人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行は従業員組合を有しておりません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 当行

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
11.8%	42.8	58.3	62.3	41.6	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出しております。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出しております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

経営方針

当行グループは、地域金融機関として地域社会への金融サービス提供という役割を十分に担い、お客さまから安心してお取引いただける銀行を目指すためには、健全性と収益性を高めていくことが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスの徹底は勿論のこと、財務内容の健全化、安定収益確保のための収益構造改革に努めております。

このような状況下において、当行グループの具体的な今後の方針につきましては、以下のとおりであります。

イ．経営理念・経営の基本方針

当行経営の基本理念は、「ACT-BANK」です。

- Active Bank 「地域を活性化する銀行」
- Communication Bank 「お客さまとのコミュニケーションを大切にする銀行」
- Trend Bank 「時代のニーズを先取りし創造していく銀行」

この基本理念に基づき、当行は「金融サービスを通じて、地域の活性化に貢献する」という役割・使命を十分に認識し、多くのお客さまの期待に応えるために、お客さまから「さすが西京」と言われる先進性のある商品、サービス力を磨き、お客さまからのご要望、ご依頼を正しく理解し、絶対に事務ミスをおこさない銀行という信頼感と何でも相談できる親近感を兼ね備えた銀行を目指します。これらを通じて、株主の皆さまからもご支持をいただけますよう努めてまいります。

ロ．中長期的な経営戦略

「中期経営計画 ～ 一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを ～ (2022年4月～2025年3月)」では、長期ビジョン「地域に根差した中小・小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、以下の主要施策を推進してまいります。

- ・ シルバー層を中心とした個人のお客さまの資産運用ニーズにさらにお応えするために、ご好評いただいている年金定期預金の商品性を強化
- ・ アイザワ証券との銀証共同店舗を現在の4店舗から6店舗に拡大し、山口県内全域で展開
- ・ 地元の中小小規模事業者さまの新型コロナウイルス対応、影響克服に向けた取組みを主に資金面からサポートするために、「法人営業部」を新設
- ・ 医療機関の開業支援等コンサルティングサービスを提供する「メディカルサポート室」の対象エリアを、福岡県、広島県に拡大
- ・ 山口県、福岡県、広島県の個人のお客さまの住宅取得等をお手伝いするために、ローンセンターを中心に、大手ハウスメーカーや地場工務店等との連携を拡大
- ・ 人手不足、人材不足等地域の課題を解決するために、事業者さまのDX・IT化や、地元大学生や外国人人材を含む採用サポート等、具体的なソリューションを提供
- ・ 地域金融機関として低炭素社会の進展に貢献するために、「TCFD提言」を踏まえ、気候変動対応に関する取組みを積極的に推進
- ・ 2024年5月に勘定系システムを「Bank Vision®」に移行し、システム改革による営業店の「事務レス」「完全ペーパーレス化」を加速。全店を「環境配慮型」「コンサルティング型」店舗にリニューアルするとともに、コンサル人員を増強
- ・ 収益の積み上げによる自己資本のさらなる増強と、株主優待制度を含めた株主への収益還元の充実

(業績目標)

以上の主要施策から以下の業績目標を定めております。(目標数値は、銀行業単体のものであります。)

	項目	最終年度(2024年度)目標
経営目標	預金残高	2兆円以上(地元中心)
	貸出金残高	1兆6,000億円以上(地元中心)
	当期純利益	60億円以上

経営環境及び対処すべき課題等

当行を取り巻く外部環境は、海外経済や資源・原材料価格の動向、新型コロナウイルス感染症や供給制約等の影響に加え、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は、中期経営計画を着実に実行し、地域の課題を解決するための取り組みを本格化させています。

具体的には、周南公立大学との包括連携協定に基づき、地元事業者等の経営課題を解決するために開始した「インターンシップサポート事業」および「地域DX共同研究講座」に続き、「アントレプレナー養成共同研究講座」を開設することとしました。県内事業所数の減少に歯止めをかけるために、起業家マインドを持った学生の育成とソリューションビジネスの創出に向けた伴走支援に着手します。

個人のお客さまに対しては、ご好評いただいている「年金定期預金」「退職金定期預金」の金利上昇を継続するほか、すべてのお客さまを対象としたキャンペーン商品「ACT SAIKYO応援定期預金」を発売するなど、より一層の商品・サービスの向上に取り組んでいます。

また、2024年5月には勘定系システムをBIPROGYのクラウド版「Bank Vision®」に更改します。システム更改による営業店の事務レスや完全ペーパーレス化、「全員コンサル」の実現に向け、本年4月より新人事制度に移行しました。地域限定総合職を総合職に一本化し、職員の専門知識習得、資格取得補助制度等ソフト面を大幅に拡充したほか、ハード面においては、地域のお客さまにこれまで以上に快適に金融相談いただける店舗づくり、「コンサルティング型」店舗への全面的なリニューアル計画も進行中です。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当行グループでは、経営方針や長期ビジョンのもと、「西京銀行グループSDGs宣言」で下記4つのマテリアリティを定めています。

1. 地域： 地域社会・経済の活性化への取組み
2. 高齢化： 高齢化社会に対応した金融サービスの提供
3. 人権： ダイバーシティ、地域のお客さまが安心して暮らせる社会づくり
4. 環境： 業務を通じた環境保全

このうち、「4.環境」では、気候変動や地球温暖化に配慮した環境保全・保護に取り組んでいくことを表明するとともに、2021年9月にTCFD提言への賛同を表明しました。気候変動シナリオ分析を進め、開示内容の充実を図っていくとともに、地域のスムーズな脱炭素社会への移行に向けて、グループ一体となって取り組んでいます。

サステナビリティ関連のリスクおよび機会への取組強化を目的に、2019年11月の西京銀行グループSDGs宣言にあわせ、「SDGs推進委員会」を新設しました。同委員会では、上記4つのマテリアリティへの取組状況等に関する審議や施策の協議を行っています。

気候変動に関する取組みの進捗状況や目標の達成状況については、SDGs推進委員会での審議・協議を経て取締役会に報告し、取締役会は気候変動に関する指針・戦略を議論・監督することで、ガバナンス体制を構築しております。

<西京銀行グループのガバナンス体制図>



(2) 戦略

サステナビリティに関する戦略

当行グループは、サステナビリティ関連のリスクおよび機会のうち、短期、中期および長期にわたり経営方針・経営戦略に影響を与える可能性があるものとして「気候変動や地球温暖化に配慮した環境保全・保護」をマテリアリティの一つとして設定しております。

当行グループの貸出残高に占める炭素関連資産の割合は1.75%（2023年3月末基準）であり、今後、気候変動が当行グループの経営に与えるリスクと機会の影響、および様々な気候関連シナリオに基づく分析の実施について検討してまいります。

TCFD提言を踏まえた「エネルギー」「ユーティリティ」セクター向け貸出の合計（ただし、水道事業、再生可能エネルギー発電事象を除く）

移行リスク	低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や規制、技術革新等により、一部のお客さまについては収益減少や既存資産等の減損により業績が悪化し、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。
物理的リスク	台風、豪雨、洪水など、気候変動に起因する自然災害によるお客さまの事業悪化や担保物件の棄損に伴い、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。
機会	気候変動に対する社会的関心の高まりにより、低炭素化・脱炭素化に向けた設備投資等、企業への金融サービスの提供機会が増加します。

人的資本に関する戦略

当行グループは、「西京銀行グループSDGs宣言」において、「人権」をマテリアリティの一つとして定め、社会および個人の多様性を踏まえ、誰もが働きがいをもって仕事に取り組むことができる社内環境の整備に取り組んでいます。

経営方針においても、当行グループの主たる経営基盤である山口県の人口減少・高齢化の進展や、地元中小規模事業者における人材不足等地域の課題解決に取り組むために、勘定系システムのクラウド化による営業店の事務レスや完全ペーパーレス化、職員の「全員コンサル」化を目標としており、その実現に向け、2023年4月より新人事制度に移行しました。

新人事制度では、女性を中心に営業店の事務職を担当してきた地域限定総合職を総合職に一本化しました。待遇差を解消するとともに、事務職に縛られない活躍の機会を拡大することで、職員一人ひとりが自身のキャリアや多様な働き方を長期的に展望することが可能となること、また、そのためのスキルや専門性を磨くために、以下のような人財の育成と社内環境整備に取り組んでいます。

・プロフェッショナル人財の育成

お客さまや社会のニーズが多様化し、激しく変化する時代のなか、職員一人ひとりが自身の特性等に合わせた専門性を磨き、自律的にキャリアを構築できる環境を整備するために、「プロフェッショナルコース」を新設しました。従来のマネジメント職種（支店長、部長等）としてのキャリアに限定せず、特定のコンサル領域（資産運用、不動産、IT等）の専門知識や経験を積み、トップコンサルタントを目指してキャリア構築できるコースを新設することで、時代の変化に応じた人財の多様性を確保します。

また、プロフェッショナル人財の評価制度を導入するとともに、専門知識習得のための公的資格や高難度試験への挑戦を支援する自己啓発補助制度を拡充しました。職員の自律的なキャリア構築と人財の多様化を支援・促進し、地域金融機関としてお客さまのお役に立ち続ける人財の育成に努めてまいります。

・女性の活躍

前述の環境認識を背景に、職員一人ひとりの多様性を尊重し、異なる属性や経験、価値観を継続的かつ積極的に経営に取り入れるために、女性がキャリアを止めることなく活躍できる社内環境整備に取り組んでいます。

具体的には、出産や育児、介護等のライフイベントとキャリアプランを両立できる休暇・短時間勤務等の人事制度を整備するとともに、専門知識を持つプロフェッショナル人財を育成するために、個々のライフイベントとキャリアプランを重視した配属を実施しています。

年度	2021年3月	2022年3月	2023年3月
女性の育児休業取得率（注）1	100%	100%	100%
育児短時間勤務取得者数（注）2	53名	55名	68名

（注）1．女性の育児休業取得率：当該事業年度の前事業年度末までの1年間に在職中に出産した女性のうち、当該事業年度末までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合として算出。

2．育児短時間勤務制度：子が小学校3年生まで利用可能（法律以上の対応）。

(3) リスク管理

当行グループでは、(1)ガバナンスに記載のとおり、サステナビリティ関連のリスクおよび機会として「地域」「高齢化」「人権」「環境」の4つをマテリアリティとして定め、SDGs推進委員会で当該マテリアリティへの取組状況等に関する審議や施策の協議を行っています。

SDGs推進委員会は四半期ごとに開催し、頭取を委員長に、常勤取締役および監査等委員、関連部門の部長等のメンバーで構成され、その取組状況等について半期ごとに取締役会に報告することで、当該リスクおよび機会の識別・評価・管理を行っています。

このうち、気候変動に起因する移行リスクおよび物理的リスクについても、当行グループの事業運営、戦略、財務計画等に影響を与えることを認識しており、今後、当該リスクに係る影響を把握・分析するとともに、統合的リスク管理の枠組みにおける管理態勢の構築を検討してまいります。

また、地域経済、地域社会の持続可能性の向上を実現していくために、環境・社会課題の解決に向けた投融資方針を定めました。環境・社会にポジティブな影響を与えると考えられる企業および事業に対して積極的に支援していく一方で、特定事業者への投融資については慎重に判断することで、環境・社会にネガティブな影響の低減・回避に努めてまいります。

積極支援	お客さまの環境・社会・ガバナンスにかかる取組みおよびその事業
原則禁止	核兵器やクラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造を行う事業 人身売買等の人権侵害や強制労働に関する事業 石炭火力発電所の新規建設事業 石炭火力発電所について例外的に取り組みを検討する場合は、国際的なガイドライン等を参考に、個別案件ごとの背景・特性等を十分に勘案の上、慎重に対応します。

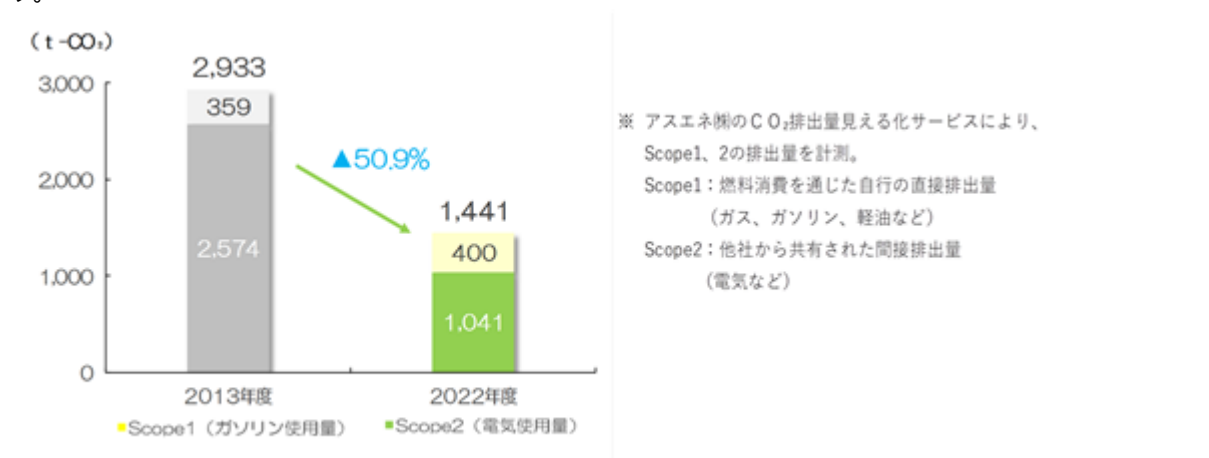
(4) 指標及び目標

サステナビリティに関する指標及び目標

当行グループでは、サステナビリティ関連のリスクおよび機会のうち、業務を通じて気候変動や地球温暖化に配慮した環境保全・保護に取り組むために、以下の指標および目標を掲げております。

温室効果ガス排出量の削減

当行グループでは、店舗網の見直しや自行ATM台数の適正化、新築店舗のLED化等を進めてきた結果、2022年度のCO₂排出量は2013年度比 50.9%となり、政府目標である2013年度比 46%を既に達成しております。



今後の店舗計画の中でも従来の取組みを継続し、現在の排出量水準を維持してまいります。

気候変動対応関連投融資の推進

当行グループは、気候変動対応関連投融資を通じ、持続可能な地域社会の実現や、再生可能エネルギーの活用をはじめとした低炭素社会への移行に資する企業、プロジェクトへ資金支援を実施しており、2023年3月末現在の気候変動対応関連投融資残高は288億円となりました。今後も積極的な投融資を通じ、同水準の投融資を実現してまいります。

また、地元企業によるカーボンニュートラルに向けた取組みを後押しするために、事業再構築補助金(グリーン成長枠)を活用したコンサルティングを開始したほか、環境省が実施する「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関にも採択されました。今後も付加価値の高い金融サービスの開発と提供について検討してまいります。

人的資本に関する指標及び目標

人材の育成および社内環境整備に関する指標及び目標についての方針は次のとおりです。

・プロフェッショナル人材の育成

2023年4月より新人事制度に移行し、プロフェッショナルコースを新設したことに伴い、公的資格や高難度試験へ挑戦するための学習費用や合格奨励金等、自己啓発補助制度を大幅に拡充しました。資産運用、不動産、IT等といったコンサル分野の専門知識だけでなく、語学や経営学等の分野についても補助対象とし、年間50百万円を投資することとしています。

職員の自律的なキャリア構築と人材の多様化を支援・促進するために、今後、本制度の利用者数や補助金額等の目標について検討してまいります。

・女性の活躍

当行グループでは、出産や育児、介護等のライフイベントとキャリアプランを両立できる休暇・短時間勤務等、女性がキャリアを止めることなく活躍できる社内環境整備に取り組んでおり、将来の女性管理職候補者（係長以上）も着実に育成されています。

女性管理職候補者（注）の推移

年度	2021年3月	2022年3月	2023年3月
女性候補者数	83名	91名	87名
女性比率	40.5%	40.4%	40.7%

（注）係長以上の女性職員のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定による管理職を除く職員。

プロフェッショナル人材の育成と合わせ、異なる属性や経験、価値観を持つ多様な人材を継続的かつ積極的に経営に取り入れるために、今後、女性管理職比率等、女性活躍関連の目標について検討してまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

当行の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクとして、以下に記載したリスクのうち、(1)信用リスク及び(2)市場リスクがあげられます。

当行は、当該リスクについて、統計的手法であるVaRを用いて、ある確率(信頼区間99%)のもと一定期間に被る可能性のある最大損失額(リスク量)を見積り、把握しております。

これらのリスクが顕在化した場合、当行の業績・業務運営に影響を及ぼす可能性があるため、当行では業務の継続性を確保する観点から、リスク量が自己資本の範囲内に収まるよう資本配賦制度(リスク量に対する資本の割り当て)を用いた業務運営を行い、経営戦略と一体となったリスク管理を実践しております。なお、これらのリスクが顕在化する時期や程度については、外部要因に左右されるものであり想定が難しいことから記載しておりません。

当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であり、これらのリスク管理体制等については、「第4 提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(1)信用リスク

当行の信用供与先は、景気動向、各業種の盛衰、株価、為替、不動産価格等の変動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び地政学的リスクの動向等様々な要因により、経営環境に影響を及ぼされ、その結果、財務状況の悪化等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2)市場リスク

当行は、さまざまな金融商品を取り扱う投資活動及び政策投資による運用を行っており、金利、株価、為替及び債券価格等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債(オフバランス取引を含む)の価値または資産・負債から生み出される収益が変動し、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)流動性リスク

・資金繰りリスク

運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)オペレーショナルリスク

当行および業務委託先の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失(金銭的な損失のみならず当行の信用失墜を含む)を被るリスクを言い、以下に分類しております。

・事務リスク

営業店および本部における事務処理の誤り、業務のプロセス不備等および当行の機密情報(顧客情報・個人情報を含む)の漏洩等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・システムリスク

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等システムの不備、コンピューターが不正使用されることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・リーガルリスク

銀行業務における法令違反や契約書などの法的要件の不備、銀行内部の役職員による不正行為、外部からの違法行為、および不適切な商品販売、顧客への説明不足により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・人的リスク

人材の確保、人員配置、年齢構成等に起因し、現在および将来の経営に支障を来すリスクおよび雇用、健康等に関する法令および協定に違反した行為、労働災害または差別行為等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・有形資産リスク

自然災害その他の事象により、当行の有形資産が損失を被ることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・風評リスク

銀行に対するネガティブな情報・認識が広まることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害等の発生に関するリスク

当行は、地震、風水害、疫病（新型コロナウイルス感染症等）などにより、業務運営の全部または一部の継続に支障をきたし、当行の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。当行は、各種緊急事態を想定したコンテンツジェンシープランを策定し、緊急時における対応体制を整備していますが、被害の程度によっては、業務の一部が停止する等、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、感染症等の感染拡大リスクが顕在化した場合や、地震、風水害が発生した場合には、代表取締役頭取を委員長とした危機管理委員会を設置し、適切かつ迅速な対応を行うこととしております。

(6) グループ会社のリスク

連結対象子会社・関連会社の直面する各種のリスクが、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国内基準を維持しなければなりません。現時点において、この国内基準は4%以上となっており、これを下回る水準となった場合には、金融庁長官から業務の改善、停止等の命令を受ける可能性もあります。

(8) 情報漏洩に係るリスク

当行は、預金取引等を通じて非常に多くのお客さまの情報を保有しております。2005年4月より個人情報保護法が施行され、当行も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。オペレーショナルリスク等に起因して顧客情報・当行機密情報が漏洩した場合には、お客さまに多大なご迷惑をかけるとともに、当行においても直接的な損害が発生する可能性があります。

(9) 気候変動に係るリスク

気候変動に起因する台風、豪雨、洪水などの自然災害によるお客さまの業況悪化や、担保物件の棄損といった「物理的リスク」および、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や規制、技術革新等により、お客さまの収益減少や既存資産等の減損により業績が悪化する「移行リスク」により、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。

当行は、こうした気候変動に起因する物理的リスクおよび移行リスクが、当行の事業運営、戦略、財務計画に影響を与えることを認識しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言を踏まえ、当該リスクに係る影響を把握・分析するとともに、当該リスクの識別、評価を行うための統合的リスク管理の枠組みにおける管理態勢の構築を検討し、これらに関する情報開示を進めてまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

・業績

わが国の経済は、海外経済の減速や資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直しています。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、雇用者所得や個人消費を中心に持ち直していますが、一方で、海外経済や資源・原材料価格の動向、新型コロナウイルス感染症や供給制約等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要があります。

こうした中、当行では、長期ビジョンである「地域に根差した中小小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、2022年4月から2025年3月まで（3カ年）を計画期間とする新中期経営計画をスタートさせました。「2兆円銀行を目指す！」をスローガンに、地域シェアの拡大をさらに進め、存在感を増すことで、より地域のお役に立つ銀行を目指して活動した結果、中期経営計画初年度となる当連結会計年度は次のような営業成績となりました。

預金は、新頭取就任を記念した「年金定期預金」及び「退職金定期預金」金利上乘せキャンペーンが1年を通じて大変ご好評いただき、前連結会計年度より1,720億円（10.06%）増加し、1兆8,803億円となりました。引き続き過去最高残高を更新し、さらに、中期経営計画における2024年3月期の残高目標（中計2年目の目標）を1年前倒して達成しています。

貸出金は、当地の事業環境を踏まえ、コロナ融資利用先への定期的な全社訪問による資金繰りサポートや、ポストコロナに向けた各種補助金等申請サポートを通じた設備投資の後押しを継続、また、大手ハウスメーカー等とのリレーションにより個人のお客さまからの住宅取得ニーズに積極的にお応えした結果、前連結会計年度より1,252億円（8.67%）増加し、1兆5,694億円となりました。こちらも引き続き過去最高残高を更新し、同じく、中期経営計画における2024年3月期の残高目標を1年以上前倒して達成しています。

有価証券は、米国金利の急上昇や国内の金利政策見直し等により、期中、債券を中心に評価損が拡大する局面もありましたが、米国債の積極的な売却等果断に対応した結果、前連結会計年度より19億円（0.64%）減少し、3,012億円となり、期末における有価証券全体の評価損益はプラス圏を確保しています。

なお、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度に日銀預け金を積み増していたことから、前連結会計年度より805億円（3.62%）減少し、2兆1,403億円となりました。

損益状況につきましては、連結経常収益は、貸出金残高の大幅な伸長による貸出金利息の増収、及びインカム重視の有価証券運用により有価証券利息配当金が増収となったことにより、前連結会計年度より41億27百万円（15.11%）増加し、314億34百万円になり、2期連続の増収となりました。

連結経常費用は、2024年5月に控える勘定系システムの移行費用や、将来に備えた貸倒引当金の予防的な積増し等により、前連結会計年度より36億41百万円（18.38%）増加して234億42百万円になりました。

以上により、連結経常利益は4億86百万円（6.48%）増益の79億91百万円、親会社株主に帰属する当期純利益も3億14百万円（6.18%）増益の54億円となり、2期連続過去最高益を更新しています。

連結自己資本比率（国内基準）は、地元事業者や個人のお客さまからの資金ニーズに積極的にお応えしている結果、分母となるリスクアセットが増加したことに伴い、前連結会計年度より0.83ポイント低下し、7.54%となりました。

・キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて2,012億46百万円の使用（前連結会計年度は2,290億61百万円の獲得）、投資活動によるキャッシュ・フローにおいて38億56百万円の獲得（前連結会計年度は609億99百万円の使用）、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて65億4百万円の使用（前連結会計年度は40億7百万円の獲得）となり、当連結会計年度末における資金残高は、2,432億28百万円（前連結会計年度末は4,471億22百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、2,012億46百万円（前連結会計年度は2,290億61百万円の獲得）となりました。これは主に預金の純増により1,720億6百万円獲得しましたが、借入金の純減1,780億円、貸出金の純増1,252億55百万円及びコールマネー等の純減1,230億円があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、38億56百万円（前連結会計年度は609億99百万円の使用）となりました。これは主に、有価証券の取得による支出1,628億87百万円に対し、有価証券の売却による収入1,450億86百万円及び有価証券の償還による収入257億71百万円であったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、65億4百万円（前連結会計年度は40億7百万円の獲得）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出55億4百万円によるものであります。

国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支につきましては、国内業務部門においては、主に貸出金利息、有価証券利息配当金の増加によって資金運用収益が増加しました。またその他の支払利息、借入金利息の減少等によって資金調達費用が減少したことから、前連結会計年度より1,993百万円（10.02%）の増益となりました。国際業務部門においては、有価証券利息配当金等の収益が増加した一方で債券貸借取引支払利息等の費用も増加し、前連結会計年度より242百万円（65.05%）の減益となりましたが、相殺消去後の合計においては1,773百万円（8.86%）の増益となりました。

役務取引等収支につきましては、国内業務部門において前連結会計年度より729百万円損益が改善し、相殺消去後の合計においても735百万円の損益改善となりました。

その他業務収支につきましては、国内業務部門において国債等債券売却益の増加等から、前連結会計年度より399百万円（90.31%）の増益となりました。国際業務部門においては、外国債券の含み損の処理によって国債等債券売却損が増加したことから、前連結会計年度より2,181百万円損益が悪化し、相殺消去後の合計においては、1,781百万円の損益悪化となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	19,891	372	255	20,008
	当連結会計年度	21,884	130	232	21,782
うち資金運用収益	前連結会計年度	22,183	525	451	22,257
	当連結会計年度	23,953	1,100	367	24,686
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,292	152	196	2,248
	当連結会計年度	2,069	969	134	2,904
役務取引等収支	前連結会計年度	1,447	0	67	1,515
	当連結会計年度	718	0	60	779
うち役務取引等収益	前連結会計年度	3,322	1	67	3,256
	当連結会計年度	3,921	0	62	3,859
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,770	1	0	4,771
	当連結会計年度	4,639	1	1	4,639
その他業務収支	前連結会計年度	442	87	-	530
	当連結会計年度	841	2,093	-	1,251
うちその他業務収益	前連結会計年度	489	146	-	636
	当連結会計年度	1,079	-	-	1,079
うちその他業務費用	前連結会計年度	47	58	-	106
	当連結会計年度	237	2,093	-	2,331

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託見合費用（前連結会計年度1百万円 当連結会計年度2百万円）を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門では、資金運用勘定については、主に貸出金の増加により、平均残高は前連結会計年度より74,280百万円(3.63%)増加し、利息は有価証券利息配当金や貸出金利息増加を主要因として1,770百万円(7.97%)増加した結果、資金運用利回りは、前連結会計年度より0.04ポイント上昇しました。資金調達勘定については、主に借入金、コールマネー及び売渡手形の減少により平均残高は前連結会計年度より8,732百万円(0.42%)減少し、また預金利回りの低下等から、利息は223百万円(9.74%)減少しました。

国際業務部門では、資金運用勘定については、有価証券の増加により、平均残高は前連結会計年度より20,307百万円(68.74%)増加し、利息は574百万円(109.32%)増加、資金運用利回りは0.43ポイント上昇しました。資金調達勘定については、債券貸借取引受入担保金が増加したことにより、平均残高は前連結会計年度より20,516百万円(69.23%)増加し、利息は817百万円(535.11%)増加、資金調達利回りは1.42ポイント上昇しました。

以上より、合計部門においては、相殺消去後の合計で、資金運用利回りは0.07ポイント上昇して1.15%、資金調達利回りは0.03ポイント上昇して0.13%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,041,822	22,183	1.08
	当連結会計年度	2,116,102	23,953	1.13
うち貸出金	前連結会計年度	1,374,556	19,009	1.38
	当連結会計年度	1,516,346	20,494	1.35
うち商品有価証券	前連結会計年度	42	0	0.93
	当連結会計年度	10	0	0.63
うち有価証券	前連結会計年度	248,122	2,526	1.01
	当連結会計年度	248,099	3,004	1.21
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	178	0	0.00
	当連結会計年度	2,087	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	408,494	583	0.14
	当連結会計年度	333,769	324	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	2,073,544	2,292	0.11
	当連結会計年度	2,064,812	2,069	0.10
うち預金	前連結会計年度	1,666,477	2,002	0.12
	当連結会計年度	1,781,515	1,942	0.10
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,146	0	0.00
	当連結会計年度	2,271	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	185,610	18	0.00
	当連結会計年度	138,076	35	0.02
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	16,294	1	0.00
うち借入金	前連結会計年度	220,194	179	0.08
	当連結会計年度	129,545	114	0.08

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度85,858百万円 当連結会計年度1,901百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1,890百万円 当連結会計年度2,897百万円)及び利息(前連結会計年度1百万円 当連結会計年度2百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	29,538	525	1.77
	当連結会計年度	49,846	1,100	2.20
うち有価証券	前連結会計年度	27,457	520	1.89
	当連結会計年度	46,725	1,011	2.16
資金調達勘定	前連結会計年度	29,632	152	0.51
	当連結会計年度	50,148	969	1.93
うち預金	前連結会計年度	9,468	50	0.52
	当連結会計年度	3,049	11	0.38
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	10,129	15	0.15
	当連結会計年度	32,269	863	2.67

- (注) 1. 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建非居住者取引は国際業務部門に含めておりません。
2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TTMを当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,071,360	19,624	2,051,736	22,708	451	22,257	1.08
	当連結会計年度	2,165,949	21,645	2,144,304	25,053	367	24,686	1.15
うち貸出金	前連結会計年度	1,374,556	6,000	1,368,556	19,009	179	18,829	1.37
	当連結会計年度	1,516,346	3,800	1,512,546	20,494	114	20,380	1.34
うち商品有価証券	前連結会計年度	42	-	42	0	-	0	0.93
	当連結会計年度	10	-	10	0	-	0	0.63
うち有価証券	前連結会計年度	275,580	1,960	273,619	3,047	251	2,795	1.02
	当連結会計年度	294,824	1,939	292,885	4,016	230	3,786	1.29
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	178	-	178	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	2,087	-	2,087	0	-	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	408,494	1,631	406,862	583	1	581	0.14
	当連結会計年度	333,769	1,079	332,690	324	0	324	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	2,103,176	17,663	2,085,512	2,445	196	2,248	0.10
	当連結会計年度	2,114,960	19,705	2,095,255	3,038	134	2,904	0.13
うち預金	前連結会計年度	1,675,945	1,631	1,674,314	2,052	1	2,050	0.12
	当連結会計年度	1,784,564	1,079	1,783,485	1,954	0	1,954	0.10
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,146	-	3,146	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	2,271	-	2,271	0	-	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	185,610	-	185,610	18	-	18	0.00
	当連結会計年度	138,076	-	138,076	35	-	35	0.02
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	10,129	-	10,129	15	-	15	0.15
	当連結会計年度	48,564	-	48,564	864	-	864	1.78
うち借入金	前連結会計年度	220,194	6,000	214,194	179	179	-	-
	当連結会計年度	129,545	3,800	125,745	114	114	-	-

(注) 1. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の調整であります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度85,858百万円 当連結会計年度1,901百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1,890百万円 当連結会計年度2,897百万円)及び利息(前連結会計年度1百万円 当連結会計年度2百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益につきましては、国内業務部門において預金・貸出業務及び代理業務に係る役務取引等収益が増収になったこと等により前連結会計年度より599百万円（18.03%）の増収となり、相殺消去後の合計においても603百万円（18.53%）の増収となりました。

役務取引等費用につきましては、国内業務部門において支払保証料が減少したことから前連結会計年度より130百万円（2.73%）減少し、相殺消去後の合計においても131百万円（2.76%）の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	3,322	1	67	3,256
	当連結会計年度	3,921	0	62	3,859
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,215	-	0	1,214
	当連結会計年度	1,892	-	0	1,892
うち為替業務	前連結会計年度	317	1	0	319
	当連結会計年度	318	0	0	319
うち証券関連業務	前連結会計年度	415	-	-	415
	当連結会計年度	325	-	-	325
うち代理業務	前連結会計年度	353	-	-	353
	当連結会計年度	559	-	-	559
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	27	-	-	27
	当連結会計年度	25	-	-	25
うち保証業務	前連結会計年度	71	-	-	71
	当連結会計年度	25	-	-	25
うち個別信用購入あっせん業務	前連結会計年度	795	-	-	795
	当連結会計年度	586	-	-	586
役務取引等費用	前連結会計年度	4,770	1	0	4,771
	当連結会計年度	4,639	1	1	4,639
うち為替業務	前連結会計年度	0	0	0	0
	当連結会計年度	1	0	0	1

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,705,605	4,122	1,393	1,708,334
	当連結会計年度	1,879,266	2,197	1,122	1,880,340
うち流動性預金	前連結会計年度	580,175	-	1,102	579,072
	当連結会計年度	603,692	-	1,001	602,691
うち定期性預金	前連結会計年度	1,121,371	-	290	1,121,080
	当連結会計年度	1,271,596	-	120	1,271,476
うちその他	前連結会計年度	4,058	4,122	-	8,181
	当連結会計年度	3,976	2,197	-	6,173
譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
総合計	前連結会計年度	1,705,605	4,122	1,393	1,708,334
	当連結会計年度	1,879,266	2,197	1,122	1,880,340

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内店貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,444,233	100.00	1,569,489	100.00
製造業	48,050	3.33	52,895	3.37
農業，林業	566	0.04	1,065	0.07
漁業	56	0.00	85	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	585	0.04	1,440	0.09
建設業	57,056	3.95	60,557	3.86
電気・ガス・熱供給・水道業	22,877	1.58	26,306	1.68
情報通信業	1,838	0.13	1,672	0.11
運輸業，郵便業	16,169	1.12	20,904	1.33
卸売業，小売業	58,512	4.05	59,253	3.78
金融業，保険業	95,225	6.59	130,039	8.29
不動産業，物品賃貸業	364,843	25.26	372,149	23.71
学術研究，専門・技術サービス業	6,086	0.42	8,838	0.56
宿泊業	3,018	0.21	2,033	0.13
飲食業	8,690	0.60	8,455	0.54
生活関連サービス業，娯楽業	8,543	0.59	11,296	0.72
教育，学習支援業	1,774	0.12	1,910	0.12
医療・福祉	41,497	2.87	42,557	2.71
その他のサービス	18,559	1.29	20,353	1.30
地方公共団体	91,143	6.31	102,163	6.51
その他	599,134	41.50	645,510	41.11
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,444,233		1,569,489	

外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	72,147	-	-	72,147
	当連結会計年度	55,303	-	-	55,303
地方債	前連結会計年度	75,976	-	-	75,976
	当連結会計年度	80,935	-	-	80,935
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	53,198	-	-	53,198
	当連結会計年度	59,633	-	-	59,633
株式	前連結会計年度	13,892	-	1,230	12,661
	当連結会計年度	15,328	-	1,230	14,097
その他の証券	前連結会計年度	43,802	46,165	708	89,259
	当連結会計年度	50,197	41,896	773	91,320
合計	前連結会計年度	259,016	46,165	1,939	303,242
	当連結会計年度	261,398	41,896	2,004	301,290

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2023年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	7.54
2. 連結における自己資本の額	815
3. リスク・アセットの額	10,816
4. 連結総所要自己資本額	432

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2023年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	7.49
2. 単体における自己資本の額	810
3. リスク・アセットの額	10,821
4. 単体総所要自己資本額	432

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

(単位未満 四捨五入)

債権の区分	2022年3月31日	2023年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	59	60
危険債権	126	180
要管理債権	3	1
正常債権	14,377	15,553

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当行グループの当連結会計年度における財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおり分析しております。なお、当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しておりますが、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来の様々な要因により、異なる結果になる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における損益状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B) - (A)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
連結業務粗利益	19,023	19,751	727
資金利益	20,008	21,782	1,773
役務取引等利益	1,515	779	735
その他業務利益	530	1,251	1,781
営業経費	10,701	10,741	39
不良債権処理額	1,568	2,243	674
一般貸倒引当金繰入額	280	94	375
個別貸倒引当金繰入額	1,841	2,064	223
貸出金償却	-	-	-
債権売却損等	8	83	75
株式等関係損益	613	1,274	660
株式等売却益	787	1,497	709
株式等売却損	173	87	86
株式等償却	0	135	135
その他	138	49	188
経常利益	7,505	7,991	486
特別損益	107	356	248
税金等調整前当期純利益	7,397	7,635	237
当期純利益	5,086	5,400	314
親会社株主に帰属する当期純利益	5,086	5,400	314

連結業務粗利益

貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金利益が1,773百万円の増益、預金・貸出業務及び代理業務の増加等により役務取引等利益が735百万円の増益となったことから、連結業務粗利益は727百万円増益の19,751百万円となっております。

不良債権処理額

個別貸倒引当金繰入額が増加したことから、不良債権処理額は674百万円増加し2,243百万円となっております。

株式等関係損益

株式等売却益の増加等により、株式等関係損益は660百万円増益の1,274百万円となっております。

財政状態の分析

	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部	2,220,870	2,140,357	80,513
うち有価証券	303,242	301,290	1,952
うち貸出金	1,444,233	1,569,489	125,255
負債の部	2,133,318	2,054,489	78,829
うち預金	1,708,334	1,880,340	172,006
純資産の部	87,552	85,867	1,684

有価証券

	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
有価証券	303,242	301,290	1,952
国債	72,147	55,303	16,843
地方債	75,976	80,935	4,959
社債	53,198	59,633	6,434
株式	12,661	14,097	1,436
その他	89,259	91,320	2,061

有価証券につきましては、国債残高が減少した結果1,952百万円減少し、301,290百万円となりました。

貸出金

	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	1,444,233	1,569,489	125,255
うち住宅ローン	537,287	585,344	48,057

貸出金につきましては、住宅ローンや地元の事業性貸出を中心に当連結会計年度中125,255百万円増加し1,569,489百万円となりました。

預金

	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金	1,708,334	1,880,340	172,006
流動性預金	579,072	602,691	23,618
定期性預金	1,121,080	1,271,476	150,395
その他	8,181	6,173	2,007

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

預金につきましては、「さいきょう年金定期預金」が引き続きご好評いただいております。それに伴い年金や給付金の受取口座としてのご利用も増加したことから当連結会計年度中172,006百万円増加し1,880,340百万円となりました。

経営上の目標の達成状況

当行では、長期ビジョンである「地域に根差した中小小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、「2兆円銀行を目指す！」をスローガンとする新中期経営計画(2022年4月～2025年3月)をスタートさせました。計画初年度となる当期、特に主要な達成目標である「当期純利益」、「預金残高」、「貸出金残高」について、以下のとおり評価しております(目標及び実績の数値は、銀行業単体のものであります。)

当期純利益は、市場金利の低位安定が長期化するなか、地元向けの積極的な貸出推進やアイザワ証券との共同事業の進展、また、営業店業務の集中化・効率化による業務改革の結果、過去最高益を更新する54億円となり、最終年度(2024年度)の目標である60億円以上に向け、着実に収益力を高めています。

預金残高は、主力商品である「年金定期預金」「退職金定期預金」が、1年を通じて大変ご好評いただいた結果、当期実績は1兆8,814億円となり、最終年度(2024年度)の目標である2兆円に向け、計画を1年前倒して大きく前進しております。

貸出金残高は、コロナ融資利用先への定期的な全社訪問による資金繰りサポートや、個人のお客さまからの住宅取得ニーズに積極的に対応した結果、当期実績は1兆5,722億円となり、こちらも最終年度(2024年度)の目標である1兆6,000億円以上に大きく近づいています。

引き続き当行は、中期経営計画のもと、地域シェアの拡大をさらに進め、存在感を増すことで、より地域のお役に立つ銀行を目指します。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当行グループの主たる経営基盤は山口県であり、山口県内の景気動向次第によっては、不良債権処理費用や貸出金利収入等が変動し、経営成績に重要な影響を与えます。

また、有価証券保有残高は当連結会計年度末において3,012億円と資産の14.07%を占めており、株価、市場金利の変動による評価損益の増減が、すべて損益に影響を与えるものではありませんが、経営に与える影響は大きいものであります。

当行グループは銀行業を中心とした金融グループでありますので、市場金利変動等による金利リスクをはじめとして、様々なりiskを抱えております。市場金利の動向如何によっては、資金運用収益及び資金調達費用に多大な影響を与えるだけでなく、資産価値も大きく変動することにより経営成績に多大な影響を与えるものとなっております。

資本の財源及び資金の流動性

当行グループは銀行業が主要な事業であります。資金については、お客さまからの預金の預入れによって調達を行い、貸出金及び有価証券を主体に運用を行っております。

当連結会計年度は、「さいきょう年金定期預金」「退職金定期預金」を中心に預金が前連結会計年度末より1,720億円増加し、貸出金が前連結会計年度末より1,252億円増加、有価証券が19億円減少しております。その結果、当連結会計年度末残高における預貸率は83.46%（前連結会計年度は84.54%）、預証率は16.02%（前連結会計年度は17.75%）となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当行グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額及び収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当行グループの経営陣は、連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。

貸倒引当金に係る見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおりであります。

当行グループは、特に以下の会計上の見積りが、連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

・貸倒引当金

当行グループは、適切な償却・引当を実施するための準備作業として、自己査定を実施しております。自己査定とは、金融機関が信用リスクを管理するための手段であり、当行グループが保有する全資産の実態を、自己責任原則のもと自ら査定し、回収の危険性又は毀損の危険性の度合いに従って分類区分するプロセスであります。

当行グループは、この自己査定の結果に基づき、期末現在の債権を、正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権の5つに区分し、それぞれの区分に応じて、貸倒等の実態を踏まえ債権の将来の予想損失額等を適時かつ適切に見積ることにより、信用リスクの程度に応じた貸倒引当金を計上しております。

貸倒引当金に係る見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、主に新勘定系システムの導入及び店舗移転等にかかる設備投資を行い、銀行業務において、2,535百万円（営業用不動産建物等の有形固定資産に対し437百万円、ソフトウェア等に対し2,098百万円）投資しております。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

（2023年3月31日現在）

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)	
						面積(㎡)						帳簿価額(百万円)
当行	-	本店その他7店	山口県周南地区	銀行業務	店舗	14,379.39 (3,038.93)	2,505	626	41	17	3,190	234
	-	下関支店その他5店	山口県下関地区	銀行業務	店舗	5,392.74 (1,205.27)	759	521	15	0	1,295	76
	-	宇部支店その他4店	山口県宇部・山陽小野田地区	銀行業務	店舗	10,219.68 (2,666.64)	796	1,026	21	-	1,844	61
	-	山口支店その他4店	山口県山口・防府地区	銀行業務	店舗	5,855.63 (385.28)	686	596	28	0	1,311	62
	-	萩支店その他1店	山口県萩・長門地区	銀行業務	店舗	2,645.62 (-)	229	218	8	-	456	17
	-	岩国支店その他3店	山口県岩国・柳井地区	銀行業務	店舗	4,882.19 (2,872.82)	203	342	11	-	557	48
	-	小倉支店その他1店	福岡県	銀行業務	店舗	396.72 (-)	278	11	2	-	292	16
	-	広島支店	広島県	銀行業務	店舗	640.79 (-)	634	94	0	-	729	12
	-	ACT-COREその他9カ所	山口県周南市他	銀行業務	オペレーションセンター他	3,614.18 (-)	368	475	207	-	1,051	84
連結子会社	きらら債権回収(株)	本社	山口県周南市	その他の業務	事務所	- (-)	-	-	1	-	1	3
	(株)西京システムサービス	本社	山口県周南市	その他の業務	事務所	- (-)	-	-	2	-	2	15
	西京カード(株)	本社	東京都	その他の業務	事務所	- (-)	-	1	5	-	7	16

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗であるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め95百万円であります。
3. 動産は、事務機械242百万円、その他104百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備20カ所は、上記に含めて記載しております。
5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員98人を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び子会社の設備投資については、主に銀行業において投資を行っております。銀行業の当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	山口県 周南市	新設	銀行業務	勘定系 システム	5,096	2,923	自己資金	2022年 1月	2024年 5月

(2) 売却

該当ありません。

(3) 除却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	297,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	10,000,000
第五種優先株式	10,000,000
第六種優先株式	10,000,000
第七種優先株式	10,000,000
計	352,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,967,044	115,967,044	非上場	単元株式数 1,000株
第四種優先株式	10,000,000	10,000,000	非上場	(注)
計	125,967,044	125,967,044	-	-

(注) 第四種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

2. 第四種優先配当金

(1) 第四種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）又は第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」といい、第四種優先株主とあわせて「第四種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第四種優先株式1株当たり、第四種優先株式の払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率1.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（2022年3月31日に終了する事業年度にあっては2021年7月30日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第四種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第四種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第四種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第四種優先株主等に対しては、第四種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3. 剰余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第四種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

(1) 第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第四種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2026年7月31日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第四種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知又は公告を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第四種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第四種優先株式は按分比例の方法により決定し、按分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2031年7月31日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第四種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

イ．一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ．上記イ．以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記(4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記(4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、第四種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）

(4) 下限取得価額の調整

イ．第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価

額」という。) 。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.()に定義する。以下、本()、下記()及び()並びに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.()に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ．() 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

() 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

() 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()ないし()）に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ．及びロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

() 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．()及び()の場合には0円、上記イ．()及び()の場合には価額とする。

ニ．上記イ．()ないし()及び上記ハ．()において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．下限取得価額調整式により算出された上記イ．柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第四種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

9.法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10.その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

11.議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勧告し、株主総会において議決権を有しないこととしている。

12.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有している。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年7月30日 (注)1	10,000	136,467	5,000	28,497	5,000	20,071
2021年8月6日 (注)2	5,000	131,467	-	28,497	-	20,071
2022年4月12日 (注)3	5,500	125,967	-	28,497	-	20,071

(注)1.2021年7月30日を払込期日とする第三者割当による増資(第四種優先株式)により、発行済株式総数が10,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,000百万円増加しております。

2.2021年8月6日に自己株式5,000千株(第二種優先株式)を消却したことにより、発行済株式総数は5,000千株減少しております。

3.2022年4月12日に自己株式5,500千株(第三種優先株式)を消却したことにより、発行済株式総数は5,500千株減少しております。

(5) 【所有者別状況】
普通株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	17	2	1,146	-	-	5,152	6,317	-
所有株式数 （単元）	-	6,566	751	49,753	-	-	58,469	115,539	428,044
所有株式数の 割合（％）	-	5.68	0.65	43.06	-	-	50.61	100.00	-

（注） 自己株式330,128株は「個人その他」に330単元、「単元未満株式の状況」に128株含まれております。

第四種優先株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	103	-	-	25	129	-
所有株式数 （単元）	-	1,000	-	8,100	-	-	900	10,000	-
所有株式数の 割合（％）	-	10.00	-	81.00	-	-	9.00	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社エスファイナンス	山口県周南市銀南街4番地	2,857	2.27
株式会社合人社グループ	広島市中区袋町4番31号	2,400	1.91
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,114	1.68
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	1,900	1.51
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	1,661	1.32
中国総合信用株式会社	広島市東区光町2丁目8番37号	1,643	1.30
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1-1	1,636	1.30
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,618	1.28
岡田 幹矢	山口県周南市	1,500	1.19
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2-1	1,367	1.08
計	-	18,697	14.88

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社エスファイナンス	山口県周南市銀南街4番地	2,857	2.47
株式会社合人社グループ	広島市中区袋町4番31号	2,400	2.08
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,114	1.83
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	1,900	1.64
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1-1	1,636	1.42
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,618	1.40
岡田 幹矢	山口県周南市	1,500	1.30
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,251	1.08
株式会社バルコム	広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	1,214	1.05
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町1丁目3-8	962	0.83
計	-	17,452	15.14

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 10,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 330,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,209,000	115,209	同上
単元未満株式	普通株式 428,044	-	-
発行済株式総数	125,967,044	-	-
総株主の議決権	-	115,209	-

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番の2	330,000	-	330,000	0.26
計	-	330,000	-	330,000	0.26

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当する第三種優先株式の取得、及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第1号に該当する第三種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年2月25日)での決議状況 (取得日2022年4月5日)	5,500,000	5,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	5,500,000	5,500,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	7,727	4,409,116
当期間における取得自己株式	995	597,000

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	5,500,000	5,500,000,000	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ()	-	-	-	-
保有自己株式数	330,128	-	331,123	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡請求による売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、公共性の高い金融機関である特性を考慮し、長期にわたり安定的な経営基盤を確保するとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、年1回の配当とさせていただきます。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年6月27日	普通株式	751	6.50
定時株主総会決議	第四種優先株式	150	15.00

銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

内部留保資金につきましては、お客さまから選ばれる銀行であり続けるために、今後予想される金融環境の変化、経営基盤の拡大と経営の効率化および財務体質の強化等に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当行は、「地域の皆さまのお役に立つ」という役割・使命を十分に認識し、「お客さまの期待に確実に応える銀行」を目指しております。そのために、あらゆる経営課題に「圧倒的なスピード感」をもって対応できるよう、各種機関・役職員が密接な連携を図り、正確・迅速な情報伝達と適切な判断ができる「オープンな経営」による企業統治が行われる体制を整備することを基本的な考え方としております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

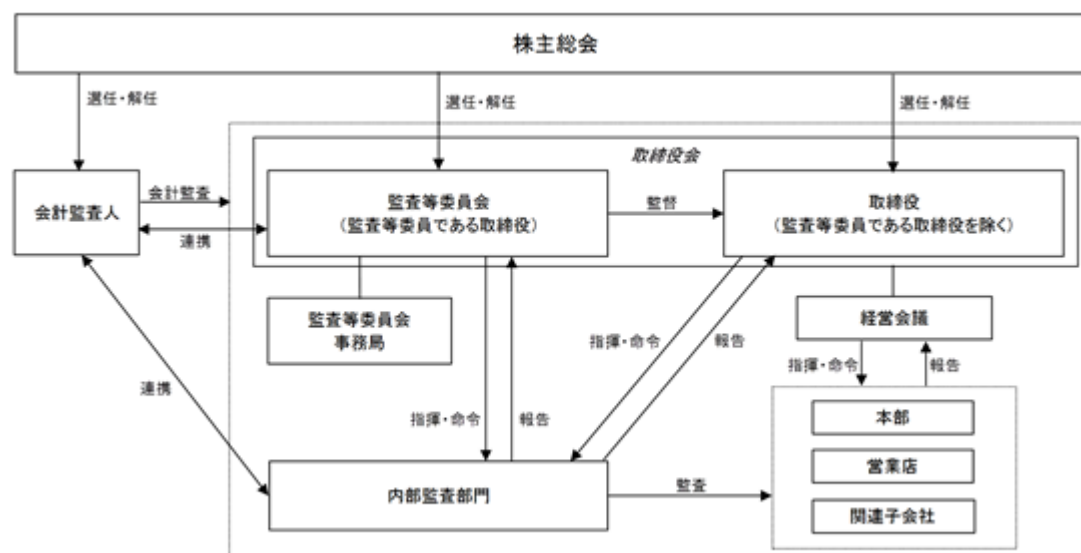
a. 会社の機関の内容

当行の取締役会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名及び監査等委員である取締役4名（うち社外3名）の全員をもって組織し、当行業務の方針、その他重要な事項の評議決定及び取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回定例会を開催するほか、必要がある場合は随時臨時会を開催しております。

当行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、監査等委員である取締役全員をもって組織し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査等委員会は、原則、毎月定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

経営会議は、頭取を始めとする本部常勤の取締役をもって構成し、取締役会の委任により、経営上の重要事項を協議、意思決定する機関であります。また、その結果については遅滞なく取締役会に報告しております。経営会議は、原則、毎週月曜日に定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

(コーポレート・ガバナンス体制)



b. 内部統制システムの整備の状況

当行は、取締役会において、以下の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築を決議し、取締役や職員等がそれぞれの業務について、適正な対応が確保できる体制整備に努めております。

・当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、コンプライアンスを経営上の重要課題として認識し、法令、定款及び行内諸ルール等を遵守した行動を取るために定めている取締役行動指針に基づいて職務執行する。

取締役は、取締役会において、実質的な議論を行い、適切な意思決定と業務執行監視の機能を果たす他、取締役（監査等委員である取締役を除く）は毎事業年度期初に前年度の業務執行確認書を監査等委員会に提出する。

取締役は、役員による重大な法令違反等を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。

取締役会は、コンプライアンス方針、手順を示すコンプライアンス・マニュアル、実施計画のコンプライアンス・プログラム等を決定し、その周知徹底を図る。

取締役会は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、反社会的勢力との関係の遮断及び解消のための取組みを徹底する。

取締役会は、コンプライアンス管理部門を設置するとともに、各店舗に責任者や担当者を設置してコンプライアンス体制を一元管理する。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と総合的な検討、計画、評価を行う。コンプライアンス管理部門は、取締役、部長及び担当者等へのコンプライアンス研修を実施するなどの取組みを徹底する。

取締役会は、全職員を対象として、法令違反等の情報を通報する内部通報制度を整備し、運用状況について報告を受ける。

取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理体制等の内部監査に係る方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するなど、内部監査体制を整備・運用し、内部監査部門は、各部門の業務運営状況の監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

・当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書については、文書保存・処分に関する規程を定めて適切に保存及び管理を行う。

取締役の職務執行に係る情報・文書は、取締役が求めたときには、容易に閲覧又は謄写に供することができる方法及び場所で保管する。

・当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、経営の健全性及び適切性を確保し、将来に亘り安定的利益を確保し発展していくために、リスクを統一的に捉え、適切にコントロールあるいは軽減することを目的に統一的リスク管理方針、統一的リスク管理規程を定め、発生が見込まれるリスクを適正に把握して経営計画及び各業務部門の施策に反映させる体制運営を行う。

取締役会は、リスクの種類ごとの管理部門、統一的リスク管理部門及び本部横断組織として資産・負債の総合管理、統一的なリスクのモニタリング・評価を行い、状況に応じたリスク・コントロールの方策、統一的リスク管理体制の整備、運用戦略等に関する検討を行うALM委員会を設置するなど、各種リスクを統合管理するための体制を整備する。

各リスク管理部門及び統一的リスク管理部門は、適切に連携して、全行的なリスク管理に取り組む。

統一的リスク管理部門は、統合リスク量を計測し、検証・分析のうえALM委員会に報告する。ALM委員会はリスクの統合結果、リスクアセスメント総括報告等を評価し、統一的リスク管理方針の見直しを審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、ALM委員会等の報告を受け、必要に応じ、統一的リスク管理方針の見直しを行う。

取締役会は、危機管理規程や業務継続計画（BCP）を策定し、危機発生時の対応を適切かつ迅速に行えるための体制を整備・運用する。

取締役会は、リスク管理を含む内部管理体制等の内部監査に関する方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、監査結果について適時適切に報告を受けるなど、内部監査体制を整備・運用する。

・当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の委任により経営上の重要事項並びに業務上の総括的統合監視及び重要事項の協議及び決定を行う機関として経営会議を設置する。

取締役会は、経営会議から報告を受けるとともに、取締役会付議を要する事項について審議及び決議する。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行が効率的に行われるよう、取締役会において担当職務及び委嘱を定める。

取締役会は、経営方針に基づく施策を効率的に実施するため、経営計画を策定し、その実施を指示するとともに、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて経営計画を見直す。

・当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ.当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

ロ.当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

ハ.当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて随時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と監査等委員会は、業務運営状況について適宜適切に協議することとし、監査等委員会は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

・当行の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に係る規程を定め、監査等委員会の要請に応じて、要員を監査等委員会の補助者として配置する。

・前号の使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務の補助者は他部門の職務を兼務しない専任者とし、監査等委員会事務局に所属する。当該補助者は監査等委員会以外の者からの指揮命令を受けず、また、補助者の任命及び異動等については監査等委員会の同意を得る。

・次に掲げる体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

イ.当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当行の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、事業年度毎に自己の業務執行に関して、法令、定款等の遵守状況を当行の監査等委員会へ報告する。また、当行及び主要な子会社の役職員は、当行の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当行の主要な子会社で緊急事態が発生した場合、当該子会社は当行の企画部門及び当行の統合的リスク管理部門に報告し、当行の企画部門は当行の関連各部及び取締役、選定監査等委員に報告する体制とする。

当行の内部通報制度の担当部署は、当行及び主要な子会社の役職員からの内部通報の内容を当行の監査等委員会に報告する。

内部監査部門は、当行及び主要な子会社の業務運営状況に関する監査の結果及び指摘改善・是正状況を総括し、定期的に当行の監査等委員会に報告する。

ロ.イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査等委員会に対して報告を行った当行及び主要な子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを行わない。

当行及び当行の主要な子会社は、内部通報者のプライバシーを保護し、通報者に対する人事面や処遇面を含む不利益な取扱いは行わない。

・当行の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を当行の監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当行は、監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

・その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会、監査法人及び内部監査部門との間で業務運営状況に関して定期的に又は必要に応じ協議を行う。また、監査等委員会との間で、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、意見交換を行う。

内部監査部門が行う監査については取締役会の指揮の下で行うが、監査等委員会は必要に応じて内部監査部門の指揮を行うことができる。取締役会と監査等委員会の指揮が両立し難い場合には監査等委員会の指揮を優先させる。

内部監査部門は、監査等委員会との間で監査上の課題等について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、報告を行う。

リスク管理体制の整備の状況

当行では経営の自己責任原則に基づく健全経営の観点からリスク管理の重要性を強く認識し、リスク管理体制の強化を図っております。「リスク管理方針」を取締役会決議により決定し、各リスクカテゴリーにおける管理態勢の整備・確立に向けた具体的な行動計画としての「リスク管理プログラム」を半期毎に見直しを行うほか、戦略目標に重要な変更がある都度見直して周知徹底を図るとともに、「統合的リスク管理規程」を定めて、当行のリスク管理体制を明確にすることで、業務執行に伴い発生し得るリスクを適確に把握し、経営計画及び各部施策に反映させる体制としております。

また、リスク管理のための組織としては、個別リスク毎にリスク管理部署を特定し、各リスクを統括するために統合的リスク管理部署を設置しております。各リスク管理部署はリスクの種類毎に「リスク管理規程」等を制定し、管理手法、報告体制を明確にしております。

(統合リスク量管理)

当行ではリスクの量的管理を行う上で、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクの各リスク量に対して、リスク資本配賦を行う「統合リスク量管理」を行っております。

また、経営の健全性の確保、資本の効率活用による収益性の向上を目的として、各リスク量を統合したうえで当行経営体力である自己資本の充分性を取締役会等において評価しております。

(危機管理体制)

大規模災害、システム障害、新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の流行、金融危機等の非常事態が発生した場合には、経営トップを委員長とする「危機管理委員会」を対策本部として、迅速かつ適確な対応決定を行う体制を整備しております。

また、想定される非常事態の状況別に対応策の詳細を定めたコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画、危機管理計画）を制定しております。

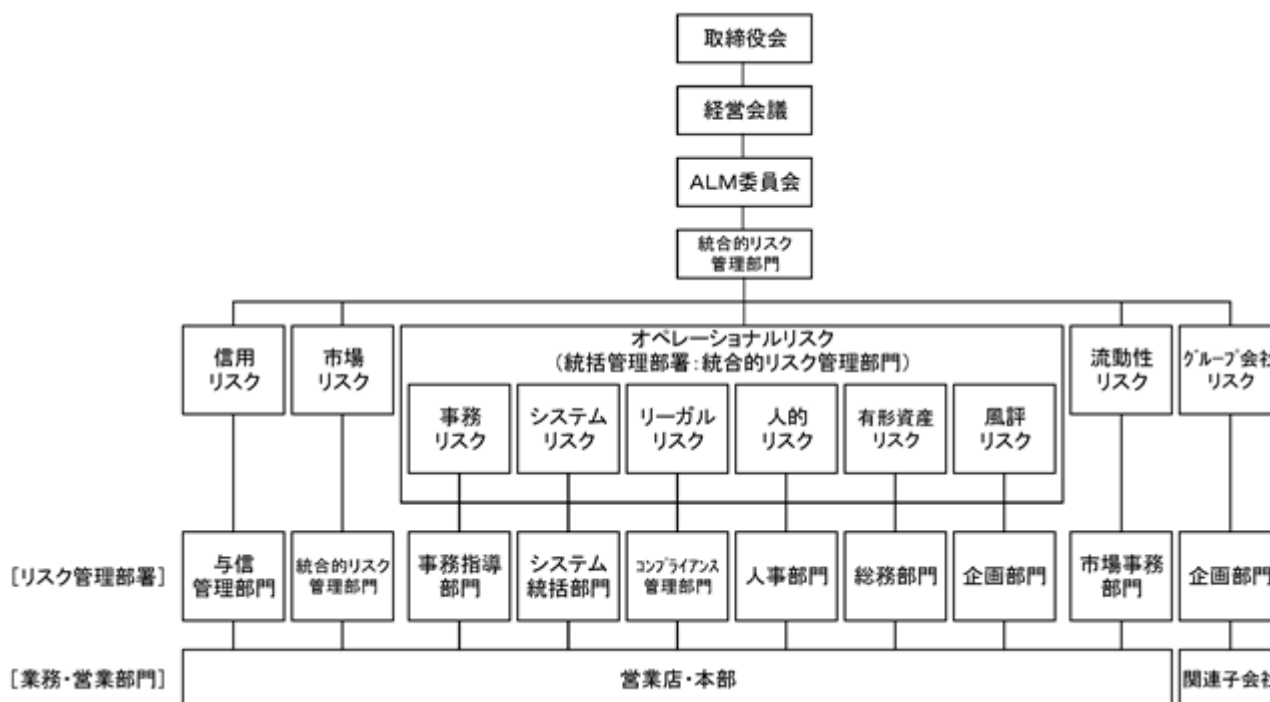
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、危機管理委員会を設置し対応しております。

(コンプライアンス体制)

当行では営業店及び本部の各部署が法令を厳格に遵守して業務を行うことで、お客さまの信頼と共に地域社会の期待に十分にお応えすることを全役職員に徹底しております。これまでに、コンプライアンス担当部署やコンプライアンス委員会の設置、弁護士との顧問契約など、コンプライアンス体制の確立と推進を図っております。また、全国銀行協会制定の「行動憲章」の実践に努めるとともに、当行の「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づいてコンプライアンスの推進に努めております。

また、四半期毎開催されるコンプライアンス委員会の内容については、監査等委員会及び取締役会に報告されております。

(リスク管理体制)



子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

. 当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

. 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

. 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて随時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と当行の監査等委員である取締役は、業務運営状況について適時適切に協議することとし、監査等委員である取締役は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

役員報酬の内容

. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は取締役会において役員報酬規程（2007年7月27日制定、2020年6月26日最終改定）を定め、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該役員報酬規程に基づき支払われるものであること及び支給総額が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内になることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各監査等委員でない取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査等委員である取締役への配分は監査等委員である取締役の協議で決定しております。役員の報酬は、役員報酬規程に基づき 従業員給与の最高額、過去の同順位の役員の支給実績、銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めており、業績連動報酬等や非金銭報酬等は支給せず全部を固定金額報酬として月俸制で支給しております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12カ月で除した金額と定めております。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の分配は監査等委員でない取締役については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

当事業年度の役員への報酬は以下の通りです。

監査等委員でない社内取締役に対する報酬286,620千円

監査等委員である社内取締役に対する報酬24,900千円

監査等委員である社外取締役に対する報酬13,200千円

なお、株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

監査等委員でない取締役報酬額 月額35百万円以内

監査等委員である取締役報酬額 月額6百万円以内

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額				左記のうち、 非金銭報酬等
		(百万円)	基本報酬	役員賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	9	286	286	-	-	-
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	2	24	24	-	-	-
社外取締役	5	13	13	-	-	-

(注) 1. 重要な使用人兼務役員の使用人給与額は4百万円、員数は2人であり、その内容は使用人としての職務に対する基本報酬であります。

2. 上記には、2022年6月24日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名、取締役(監査等委員)1名及び社外取締役(監査等委員)2名を含んでおります。

3. 当行は、2016年6月24日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く)1名、取締役(監査等委員)1名及び社外取締役(監査等委員)1名に対し、67百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、支給金額には、過年度の事業報告において開示した役員慰労引当金の繰入額が含まれております。

取締役会の活動状況

a. 組織、人員

当行の取締役会は、本報告書提出時点において取締役（監査等委員である取締役を除く）8名及び監査等委員である取締役4名（うち社外3名）の全員をもって組織し、当行業務の方針、その他重要な自行の評議決定及び取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は毎月1回定例会を開催するほか、必要がある場合は、随時臨時会を開催しております。

b. 取締役会の活動状況

当事業年度は定例会を12回、臨時会を3回（うち2回書面決議）開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりです。

氏名	取締役会出席状況	備考
松岡 健	全15回中15回（うち2回書面開催）	
平岡 英雄	全15回中15回（うち2回書面開催）	
山岡 靖幸	全15回中15回（うち2回書面開催）	
岡田 浩	全15回中15回（うち2回書面開催）	
金丸 眞明	全3回中3回	(注) 1
畑谷 剛	全15回中15回（うち2回書面開催）	
山下 禎治	全15回中15回（うち2回書面開催）	
水永 忠伸	全12回中12回（うち2回書面開催）	(注) 2
奈村 幸一郎	全15回中15回（うち2回書面開催）	(注) 3
山本 秀雄	全3回中3回	(注) 1
今田 武男	全15回中15回（うち2回書面開催）	
坂本 正喜	全12回中12回（うち2回書面開催）	(注) 2
末永 久大	全12回中12回（うち2回書面開催）	(注) 2
滝本 豊水	全3回中3回	(注) 1
川村 健一	全3回中3回	(注) 1

- (注) 1. 金丸眞明、山本秀雄、滝本豊水及び川村健一につきましては、2022年6月24日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、在任時に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 水永忠伸、坂本正喜及び末永久大につきましては、2022年6月24日開催の第114期定時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
3. 奈村幸一郎につきましては、2022年6月24日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって監査等委員でない取締役に任期満了となり、同日に監査等委員である取締役に選任されたため、監査等委員でない取締役として3回、監査等委員である取締役として12回、取締役会に出席しております。

取締役会における具体的な検討事項は以下のとおりです。

取締役会は、取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、当行の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授權された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の実行状況につき報告を受けております。当事業年度は合計15回開催し、年間を通じて次のような付議（46件）、報告（133件）がなされました。

付議事項

株主総会の招集及び提出議案、決算に関する財務諸表等の承認、代表取締役並びに役付取締役の選任、半期の予算及び主要施策、半期の市場業務運営計画、半期のIT業務運営計画、半期のリスク管理計画、コンプライアンスプログラムの策定、内部監査計画の策定、重要な人事、営業店の新設・廃合・移転・名称の変更・その他重要な組織の変更、顧客保護の観点から重要な新商品・新規業務の導入、監査等委員でない取締役懲戒の決議、重要な財産の処分及び譲り受けを含むその他経営上必要と認められる事項

報告事項

予算及び主要施策進捗状況、大口与信先の状況、市場業務運営計画の進捗状況、IT業務運営計画の進捗状況、リスク管理計画の進捗状況、コンプライアンスプログラムの進捗状況、内部監査計画の進捗状況、ALM委員会で可決した新商品・新規業務、気候変動リスクに関する対応の進捗状況、その他経営上必要と認められる事項

取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

・中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 12名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取 (代表)	松岡 健	1971年12月29日生	1995年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株SBI 新生銀行)入行 2000年11月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監 査法人)入社 2002年11月 フューチャーフィナンシャルストラテ ジー株式会社入社 2010年5月 当行入行 執行役員総合企画部長 2011年6月 取締役総合企画部長委嘱 2015年4月 常務取締役総合企画部長委嘱 2018年4月 専務取締役総合企画部長委嘱 2020年6月 専務取締役(代表) 総合企画部長委嘱 2021年4月 専務取締役(代表) 2022年4月 取締役頭取(代表)(現職)	(注)2	普通株式 72
取締役会長 (代表)	平岡 英雄	1956年2月14日生	1978年4月 当行入行 2005年6月 取締役兼執行役員 2008年6月 常務取締役経営企画本部長 (代表) 2009年6月 専務取締役経営企画本部長 (代表) 2010年6月 取締役頭取(代表) 2022年4月 取締役会長(代表)(現職)	(注)2	普通株式 179
常務取締役	山岡 靖幸	1964年1月27日生	1986年4月 当行入行 2009年6月 経営企画本部副本部長 2010年7月 人事部長兼総務部長 2012年10月 執行役員人事部長兼総務部長 2013年6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2013年10月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長 委嘱 2018年4月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2019年2月 取締役 2019年5月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2020年6月 取締役営業統括部長委嘱 2021年4月 常務取締役営業統括部長委嘱(現職)	(注)2	普通株式 64
常務取締役	岡田 浩	1964年1月8日生	1986年4月 当行入行 2001年4月 新下関支店長 2004年4月 小月支店長 2006年7月 長門支店長 2010年4月 営業統括部長 2011年4月 下関地区統括部長兼下関支店長 2013年10月 周南地区統括部長兼本店営業部長 2014年4月 執行役員周南地区統括部長兼本店営業 部長 2018年4月 常務執行役員下関地区統括部長兼下関 支店長 2020年6月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長 委嘱 2022年4月 常務取締役法人営業部長委嘱(現職)	(注)2	普通株式 44

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	畑谷 剛	1965年8月14日生	1989年4月 当行入行 2009年10月 営業本部副本部長 2010年4月 市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 2010年10月 コーポレート営業部長兼東京事務所長 2013年4月 執行役員コーポレート営業部長 2015年6月 取締役コーポレート営業部長委嘱 2019年4月 取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長委嘱 2021年4月 取締役市場金融部長委嘱 2023年4月 取締役市場金融部長兼市場事務部長委嘱(現職)	(注)2	普通株式 61
取締役	山下 禎治	1966年11月15日生	1989年4月 当行入行 2004年4月 経営戦略室調査役 2005年2月 経営戦略室主任調査役 2008年7月 日の出支店長 2010年4月 福岡支店長 2013年4月 山口地区統括部長兼山口支店長 2015年4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2017年6月 取締役山口地区統括部長兼山口支店長委嘱 2018年4月 取締役営業統括部長委嘱 2020年6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2021年4月 取締役人財サポート部長委嘱 2022年4月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱(現職)	(注)2	普通株式 56
取締役	水永 忠伸	1967年12月17日生	1990年4月 当行入行 2007年11月 玖珂支店長 2010年7月 営業統括部主任調査役 2012年4月 事務推進部副部長 2013年4月 事務推進部長 2017年4月 執行役員事務推進部長 2018年4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2022年4月 執行役員人財サポート部長 2022年6月 取締役人財サポート部長委嘱(現職)	(注)2	普通株式 21
取締役	河村 唯志	1969年1月18日生	1991年4月 当行入行 2009年6月 営業統括部主任調査役 2011年10月 防府支店長 2014年4月 コーポレート営業部副部長兼東京事務所長 2016年4月 広島支店長 2019年10月 個人営業部長 2021年4月 執行役員個人営業部長 2022年4月 執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 2023年6月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長委嘱(現職)	(注)2	普通株式 22

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	奈村 幸一郎	1962年1月27日生	1985年4月 当行入行 2009年6月 経営企画本部副本部長 2010年4月 総合企画部企画部長 2011年4月 下松地区統括部長兼下松支店長 2012年10月 執行役員審査部長 2013年6月 取締役審査部長委嘱 2015年4月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2016年4月 取締役人事部長委嘱 2017年10月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2018年4月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱 2021年4月 常務取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱 2022年4月 取締役 2022年6月 取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 68
取締役 監査等委員	今田 武男	1949年5月16日生	1972年4月 山口県信用保証協会入協 2000年4月 山口県信用保証協会審査課長 2005年4月 山口県信用保証協会総務部長 2008年3月 山口県信用保証協会常務理事 2008年6月 保証協会システムセンター株式会社取締役 2008年6月 保証協会債権回収株式会社監査役 2010年3月 山口県信用保証協会専務理事 2013年6月 全国信用保証協会厚生年金基金理事 2013年6月 全国信用保証協会健康保険組合理事 2015年6月 保証協会システムセンター株式会社監査役 2019年6月 当行監査役 2020年6月 当行取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 10
取締役 監査等委員	坂本 正喜	1957年2月16日生	1979年4月 大蔵省入省 2009年8月 財務省大臣官房参事官 2010年7月 東海財務局長 2011年7月 預金保険機構総務部長 2013年4月 関東財務局長 2014年9月 弁護士登録(原・植松法律事務所入所) 2015年4月 ㈱整理回収機構 代表取締役専務 2022年6月 当行取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 0
取締役 監査等委員	末永 久大	1967年4月2日生	1998年4月 弁護士登録(大阪弁護士会北浜法律事務所入所) 1999年4月 経営法曹会議入会 2000年9月 山口県弁護士会登録換(末永法律事務所入所) 2008年4月 山口県弁護士会 副会長 2010年4月 山口県弁護士会刑事弁護センター委員長 2013年7月 山口県人事委員 2015年4月 日本司法支援センター山口地方事務所副所長 2016年11月 山口商工会議所副会頭 2020年4月 山口県弁護士会副会長 2021年4月 山口県弁護士会会長 2022年6月 当行取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 0
計					普通株式 602

- (注) 1. 取締役 今田武男、坂本正喜、末永久大は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、2023年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2022年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 奈村幸一郎、委員 今田武男、委員 坂本正喜、委員 末永久大
5. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(2023年6月28日)現在における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、2023年5月末現在の実質所有株式数を記載しております。
6. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等については、以下のとおりであります。
- (1) 執行役員制度導入の目的
「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の分離による意思決定権限・責任の明確化と迅速性及び組織の活性化・職員のモラルアップを目的としております。
- (2) 執行役員の氏名及び役職
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 末田 義明 | (上席執行役員 メディカルサポート部長) |
| 藤田 勝也 | (執行役員 審査部長兼経営アドバイザー室長) |
| 平本 浩一 | (執行役員 山口地区統括部長兼山口支店長兼県庁支店長) |
| 岡田 一夫 | (執行役員 宇部地区統括部長兼宇部支店長) |
| 田村 健児 | (執行役員 コンサルティング事業部長) |
| 蕪竹 昌弘 | (執行役員 不動産ソリューション部長) |

社外役員の状況

監査等委員である社外取締役の選任については、「監査等委員である社外取締役選任規程」の定める基準に則り、当行との人間関係、資本関係または取引関係その他の利害関係を検証し、業務執行者からの独立性が確保でき、公正不偏の立場が保持できるものとしております。また、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保するものとしております。

なお、監査等委員でない社外取締役は選任しておりませんが、経営の妥当性を適切に監督できることを選任基準としております。

当行の社外取締役は3名(うち監査等委員である社外取締役は3名)であります。

監査等委員である社外取締役の今田武男は山口県信用保証協会での職務経験や当行社外監査役としての職務経験を有しております。

監査等委員である社外取締役の坂本正喜は財務省等行政機関や弁護士、(株)整理回収機構代表取締役専務としての職務経験を有しております。

監査等委員である社外取締役の末永久大は、弁護士としての職務経験や山口県弁護士会会長職の経験を通じ、幅広い知見を有しております。

当行と社外取締役及びそれらの出身又は現任する会社等との間に、特別な利害関係はありません。

なお、当行の社外取締役今田武男氏、坂本正喜氏及び末永久大氏との資本関係は「4 コーポレート・ガバナンス、(2) 役員の状況、役員一覧」に記載の通りであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 組織、人員

当行の監査等委員は社外取締役である監査等委員3名を含む4名で構成されております。

監査等委員の職務を遂行する組織として監査等委員会事務局を設置し、2023年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有する専任スタッフを1名配置し、監査等委員の職務遂行のサポートを行っています。当該監査等委員会事務局スタッフの人事異動、業績評価に関しては監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を高め、監査等委員の指示の実効性を確保しています。

b. 監査等委員会の活動状況

当行は当事業年度末までに監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	監査等委員会出席状況	備考
取締役監査等委員（常勤）	山本 秀雄	全4回中4回	(注)3
取締役監査等委員（常勤）	奈村 幸一郎	全10回中10回	(注)4
取締役監査等委員	今田 武男	全14回中14回	
取締役監査等委員	滝本 豊水	全4回中4回	(注)3
取締役監査等委員	川村 健一	全4回中4回	(注)3
取締役監査等委員	坂本 正喜	全10回中10回	(注)4
取締役監査等委員	末永 久大	全10回中10回	(注)4

- (注) 1. 当事業年度の監査等委員会議長は、2022年6月24日の第114期定時株主総会終結の時までは山本秀雄、同日開催の監査等委員会からは奈村幸一郎であります。
2. 今田武男、坂本正喜、末永久大、滝本豊水及び川村健一は社外取締役であります。
3. 山本秀雄、滝本豊水及び川村健一につきましては、2022年6月24日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、在任時に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。
4. 奈村幸一郎、坂本正喜及び末永久大につきましては、2022年6月24日開催の第114期定時株主総会において新たに監査等委員に選任されましたので、監査等委員就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

監査等委員会における具体的な検討事項は、取締役会の意思決定過程、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行の適法性、妥当性、効率性及び内部統制システムの整備・運用状況等、並びに会計監査人の監査の相当性及びその報酬についてであります。

また、監査等委員会における主な活動の状況は、監査の方針および監査実施計画を策定し、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本部および主要な営業店における業務および財産状況の調査、子会社の取締役等および監査役との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っています。

内部監査の状況

(内部監査の組織、人員及び手続き)

内部監査は、監査部（提出日現在の人員10名）により、本部各部門、営業店、連結子会社、外部委託先を対象として、業務の運営態勢や各種リスクの管理態勢等に着目した監査を実施しております。また、監査部は財務報告に係る内部統制についての評価も実施しており、これらの結果は、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

(内部監査の実効性を確保するための取組)

内部監査部門（監査部）は、「内部監査計画」に基づき内部監査を実施しております。内部監査結果については、内部監査部門長（監査部長）が、被監査部門の所属長に対し、指摘改善事項について、適切な措置を行うよう求め、また当該改善指摘事項に係る改善・是正状況を確認することとしております。

内部監査部門長（監査部長）は、「内部監査協議会」において内部監査実施状況を常勤役員全員及び担当部門（被監査部門）に報告し、内部監査実施時に発見した指摘・確認事項と改善策を協議しております。内部監査部門長（監査部長）は、「内部監査協議会」で報告した事項を監査等委員会に報告しております。また、内部監査部門担当役員は、内部監査実施状況を取締役会に報告しております。

(内部監査、監査等委員会及び会計監査の相互連携)

内部監査部門（監査部）は、内部監査の実施にあたっては監査等委員会及び会計監査人と連携し、効率的運用を図るとともに監査の実効性の確保に努めています。具体的には、毎月の監査結果について、取締役監査等

委員（常勤）に対し「監査等委員レビュー協議会」を行っております。また、会計監査人とは年2回、取締役監査等委員（常勤）を含めた「三様監査会議」を開催し、情報の共有化等、連携を図る体制としております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
太陽有限責任監査法人
- b. 継続監査期間
1年
- c. 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 小松 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員 山村 幸也
- d. 監査業務に係る補助者の構成
監査業務に係る補助者の構成は公認会計士8名、その他13名であります。
- e. 監査法人の選定方針と理由
当行監査等委員会で定める「会計監査人の選任等及び評価に関する基準」に基づき、選任、解任、不再任、並びに再任の適否を判断しております。
- f. 監査等委員会による監査法人の評価
当行監査等委員会で定める「会計監査人の選任等及び評価に関する基準」に基づき、太陽有限責任監査法人の監査結果の相当性、監査活動の適切性、妥当性について監査等委員会で評価を行っております。
- g. 監査法人の異動
当行の監査法人は次のとおり異動しております。
第114期（連結・個別） 有限責任 あずさ監査法人
第115期（連結・個別） 太陽有限責任監査法人
なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

・当該異動に係る監査公認会計士等の名称

イ 選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

ロ 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

・当該異動の年月日

2022年6月24日

・退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

1984年6月29日

・退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

・当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当行の現在の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月24日開催予定の第114期定時株主総会終結時を持って任期満了となります。現任の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものと考えております。しかしながら、監査継続期間が長期にわたっていること及び当行の事業規模に適した監査対応等について検討した結果、新たな視点での監査が期待できることに加えて、会計監査人に必要とされる品質管理体制、独立性、専門性等を総合的に勘案し、新たな会計監査人として太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者として選任するものであります。

・上記（ ）の理由及び経緯に対する意見

イ 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨回答を得ております。

ロ 監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	0	41	-
連結子会社	1	-	1	-
計	41	0	43	-

1. 前連結会計年度においては有限責任 あずさ監査法人に対する報酬の内容を、当連結会計年度においては太陽有限責任監査法人に対する報酬の内容を記載しております。

2. 当行が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、米国外国口座税務コンプライアンス法に係る代行業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証のうえ、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断したうえで決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査証明を受けております。
なお、当行の監査法人は次のとおり交代しております。
第114期連結会計年度及び第114期事業年度 有限責任 あずさ監査法人
第115期連結会計年度及び第115期事業年度 太陽有限責任監査法人
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人が行う研修や開示書類に関するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
現金預け金	3 447,324	3 243,382
買入金銭債権	343	274
商品有価証券	8	19
金銭の信託	2,216	3,880
有価証券	1, 3, 8 303,242	1, 3, 8 301,290
貸出金	1, 2, 3, 4 1,444,233	1, 2, 4 1,569,489
外国為替	1 255	1 291
その他資産	1, 3 15,002	1, 3 12,890
有形固定資産	6, 7 10,826	6, 7 10,739
建物	3,727	3,911
土地	5 6,335	5 6,345
リース資産	29	17
建設仮勘定	88	-
その他の有形固定資産	645	465
無形固定資産	2,498	4,003
ソフトウェア	1,130	1,037
ソフトウェア仮勘定	1,334	2,932
その他の無形固定資産	33	33
退職給付に係る資産	-	5
繰延税金資産	939	1,598
支払承諾見返	1 1,368	1 1,153
貸倒引当金	7,390	8,661
資産の部合計	2,220,870	2,140,357
負債の部		
預金	3 1,708,334	3 1,880,340
コールマネー及び売渡手形	123,000	-
債券貸借取引受入担保金	3 31,957	3 84,298
借入金	3 256,000	3 78,000
外国為替	1	7
その他負債	11,059	8,865
退職給付に係る負債	472	349
睡眠預金払戻損失引当金	198	263
偶発損失引当金	123	126
システム解約損失引当金	-	294
繰延税金負債	0	-
再評価に係る繰延税金負債	5 801	5 790
支払承諾	1,368	1,153
負債の部合計	2,133,318	2,054,489

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部		
資本金	28,497	28,497
資本剰余金	20,130	20,130
利益剰余金	35,612	34,548
自己株式	125	129
株主資本合計	84,115	83,046
その他有価証券評価差額金	851	1,816
繰延ヘッジ損益	1,327	222
土地再評価差額金	5 1,573	5 1,548
退職給付に係る調整累計額	314	321
その他の包括利益累計額合計	3,437	2,821
純資産の部合計	87,552	85,867
負債及び純資産の部合計	2,220,870	2,140,357

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	27,306	31,434
資金運用収益	22,257	24,686
貸出金利息	18,829	20,380
有価証券利息配当金	2,795	3,786
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
債券貸借取引受入利息	1	68
預け金利息	581	324
その他の受入利息	48	125
役務取引等収益	3,256	3,859
その他業務収益	636	1,079
その他経常収益	1,156	1,807
その他の経常収益	¹ 1,156	¹ 1,807
経常費用	19,800	23,442
資金調達費用	2,250	2,906
預金利息	2,050	1,954
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	18	35
債券貸借取引支払利息	15	864
その他の支払利息	202	123
役務取引等費用	4,771	4,639
その他業務費用	106	2,331
営業経費	² 10,701	² 10,741
その他経常費用	1,970	2,822
貸倒引当金繰入額	1,560	2,159
その他の経常費用	³ 410	³ 663
経常利益	7,505	7,991
特別利益	105	36
固定資産処分益	105	36
特別損失	213	393
固定資産処分損	1	14
減損損失	46	484
システム移行関連費用	205	-
システム解約損失引当金繰入額	-	294
税金等調整前当期純利益	7,397	7,635
法人税、住民税及び事業税	2,359	2,602
法人税等調整額	48	368
法人税等合計	2,311	2,234
当期純利益	5,086	5,400
親会社株主に帰属する当期純利益	5,086	5,400

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	5,086	5,400
その他の包括利益	1 1,529	1 591
その他有価証券評価差額金	2,853	965
繰延ヘッジ損益	1,317	1,550
退職給付に係る調整額	6	7
包括利益	3,556	4,809
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,556	4,809

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,497	19,146	32,406	121	74,929
当期変動額					
新株の発行	5,000	5,000			10,000
剰余金の配当			931		931
親会社株主に帰属する当期純利益			5,086		5,086
自己株式の取得				5,004	5,004
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		4,016	983	5,000	-
土地再評価差額金の取崩			34		34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,000	983	3,206	4	9,185
当期末残高	28,497	20,130	35,612	125	84,115

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,705	9	1,607	320	5,001	79,931
当期変動額						
新株の発行						10,000
剰余金の配当						931
親会社株主に帰属する当期純利益						5,086
自己株式の取得						5,004
自己株式の処分						0
自己株式の消却						-
土地再評価差額金の取崩						34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,853	1,317	34	6	1,564	1,564
当期変動額合計	2,853	1,317	34	6	1,564	7,620
当期末残高	851	1,327	1,573	314	3,437	87,552

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,497	20,130	35,612	125	84,115
当期変動額					
剰余金の配当			989		989
親会社株主に帰属する当期純利益			5,400		5,400
自己株式の取得				5,504	5,504
自己株式の消却		0	5,499	5,500	-
土地再評価差額金の取崩			24		24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	1,064	4	1,068
当期末残高	28,497	20,130	34,548	129	83,046

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	851	1,327	1,573	314	3,437	87,552
当期変動額						
剰余金の配当						989
親会社株主に帰属する当期純利益						5,400
自己株式の取得						5,504
自己株式の消却						-
土地再評価差額金の取崩						24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	965	1,550	24	7	615	615
当期変動額合計	965	1,550	24	7	615	1,684
当期末残高	1,816	222	1,548	321	2,821	85,867

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,397	7,635
減価償却費	949	980
減損損失	6	84
貸倒引当金の増減()	1,089	1,271
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	139	123
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	4	64
偶発損失引当金の増減額(は減少)	7	2
資金運用収益	22,257	24,686
資金調達費用	2,250	2,906
有価証券関係損益()	1,066	30
金銭の信託の運用損益(は運用益)	73	1
為替差損益(は益)	2	85
固定資産処分損益(は益)	103	22
貸出金の純増()減	122,503	125,255
預金の純増減()	78,786	172,006
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	115,000	178,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	61	47
コールローン等の純増()減	83	68
コールマネー等の純増減()	123,000	123,000
債券貸借取引受入担保金の純増減()	26,306	52,340
外国為替(資産)の純増()減	2	36
外国為替(負債)の純増減()	1	5
資金運用による収入	22,083	24,628
資金調達による支出	3,858	2,636
その他	3,959	7,038
小計	230,971	198,639
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,910	2,606
営業活動によるキャッシュ・フロー	229,061	201,246
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	157,104	162,887
有価証券の売却による収入	59,210	145,086
有価証券の償還による収入	40,339	25,771
金銭の信託の増加による支出	1,070	1,700
金銭の信託の減少による収入	7	47
有形固定資産の取得による支出	1,103	447
無形固定資産の取得による支出	1,470	2,094
有形固定資産の売却による収入	191	82
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,999	3,856

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	9,958	-
配当金の支払額	931	989
自己株式の取得による支出	5,004	5,504
その他	15	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,007	6,504
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	172,069	203,894
現金及び現金同等物の期首残高	275,053	447,122
現金及び現金同等物の期末残高	1 447,122	1 243,228

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 5社

会社名

(株)エス・ケイ・ベンチャーズ

きらら債権回収(株)

(株)西京システムサービス

西京カード(株)

投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド

(2) 非連結子会社 0社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

12月末日 1社

(2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、3月末日の財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。

総与信額が一定額を超える債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債務者に対する債権については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,440百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は、当行の公共債・投資信託の窓販業務等一部の登録金融機関業務に係る顧客の証券口座に関する権利義務をアイザワ証券株式会社へ承継するにあたり、将来発生が見込まれる窓口販売システムの利用契約の中途解約に係る損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

当行グループの顧客との契約から生じる収益は、主に口座振替に係る手数料、内国為替に係る手数料、投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料、個別信用購入あっせんに係る手数料などから構成されています。

口座振替に係る手数料は振替の完了した時点、内国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点、金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点で、それぞれ履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、個別信用あっせんに係る手数料については、各返済期日到来時点で、履行義務が充足されると判断し、手数料総額を分割回収の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益に計上する方法としております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

- ヘッジ会計の方法...繰延ヘッジ処理によっております。
- ヘッジ手段...金利スワップ
- ヘッジ対象...有価証券
- ヘッジ取引の種類...キャッシュ・フローを固定するもの。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
貸倒引当金	7,390百万円	8,661百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しているとおり、当行の貸出金について資産の自己査定基準に基づく査定結果を基礎として債務者を分類し、債務者区分毎に貸倒引当金の算定を行っております。

個人向け貸出金は、主に個人に対する住宅ローンや消費ローン等、個人貸家業に対する貸出金になります。住宅ローンや消費ローン等は客観的な延滞基準、個人貸家業に対する貸出金は客観的な延滞基準及び当該物件の入居率等に基づいて債務者区分を判定しております。なお、一部の債務者に関しては、過年度においてリスクの見直しを行い、債務者の支払能力を総合的に判断した上で、債務者区分を見直しました。

法人向け貸出金は、主として債務者の実態的な財務内容、収益力、資金繰り等によりその返済能力を検討し、業種特性、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた債務者の将来の業績及びキャッシュ・フローの見通し、経営改善計画等の合理性、金融機関の支援状況等を総合的に判断して債務者区分を決定しております。

主要な仮定

主要な仮定は、「法人向け貸出金の債務者区分の判定における債務者の将来の業績及びキャッシュ・フローの見通し」であり、各債務者の実態的な財務内容、収益力、資金繰りを個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、今後一定程度継続すると想定しております。このような状況下において、当行の貸出金の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、これによる与信費用の増加は多額とはならないとの仮定を置いて貸倒引当金を算定しております。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

各債務者の事業環境や収益力、資金繰りの変化や新型コロナウイルス感染症の影響の変化及び地政学的リスクの動向等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,893百万円	6,283百万円
危険債権額	12,613百万円	18,000百万円
要管理債権額	287百万円	103百万円
三月以上延滞債権額	-百万円	-百万円
貸出条件緩和債権額	287百万円	103百万円
小計額	18,794百万円	24,388百万円
正常債権額	1,437,828百万円	1,555,560百万円
合計額	1,456,622百万円	1,579,948百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1,018百万円	1,240百万円

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	194,435百万円	184,480百万円
預け金	21百万円	21百万円
貸出金	151,456百万円	- 百万円
その他資産	3百万円	3百万円
計	345,917百万円	184,506百万円

担保資産に対応する債務

預金	759百万円	747百万円
債券貸借取引受入担保金	31,957百万円	84,298百万円
借入金	256,000百万円	78,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有価証券	1,514百万円	1,604百万円
その他資産	2,903百万円	1,444百万円

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
保証金	2,967百万円	1,507百万円
金融商品等差入担保金	956百万円	119百万円

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
融資未実行残高	154,568百万円	159,215百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	150,779百万円	157,236百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
2,558 百万円	2,542 百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
減価償却累計額	5,795百万円	6,036百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
圧縮記帳額	20百万円	20百万円
(当連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
4,951百万円	4,789百万円

（連結損益計算書関係）

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
株式等売却益	787百万円	1,497百万円
買取債権収益	167百万円	171百万円

2. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料・手当	4,946百万円	4,712百万円
業務委託費	1,138百万円	1,454百万円
退職給付費用	283百万円	282百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
株式等償却	0百万円	135百万円

4. 減損損失

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 1カ所	土地、建物 他	6

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 6百万円（内、土地 5百万円、建物他 1百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策、遊休不動産の処分、システム更新等の方針により、対象となっている土地、建物、ソフトウェア及び関連するその他有形固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 34カ所	ソフトウェア、その他の有形固定資産他	82
福岡県	営業用資産 1カ所	その他の有形固定資産	1
広島県	営業用資産 1カ所	その他の有形固定資産	1

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 82百万円（内、ソフトウェア 6百万円、その他の有形固定資産他 76百万円）

福岡県 1百万円（内、その他の有形固定資産 1百万円）

広島県 1百万円（内、その他の有形固定資産 1百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策、遊休不動産の処分、システム更新等の方針により、対象となっている土地、建物、ソフトウェア及び関連するその他有形固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,207	3,029
組替調整額	128	4,375
税効果調整前	4,078	1,346
税効果額	1,224	380
その他有価証券評価差額金	2,853	965
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	2,522	1,629
組替調整額	628	3,857
税効果調整前	1,894	2,228
税効果額	576	678
繰延ヘッジ損益	1,317	1,550
退職給付に係る調整額		
当期発生額	74	95
組替調整額	84	85
税効果調整前	9	10
税効果額	2	3
退職給付に係る調整額	6	7
その他の包括利益合計	1,529	591

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	115,967	-	-	115,967	
第二種優先株式	5,000	-	5,000	-	(注) 1
第三種優先株式	5,500	-	-	5,500	
第四種優先株式	-	10,000	-	10,000	(注) 2
合計	126,467	10,000	5,000	131,467	
自己株式					
普通株式	314	8	0	322	(注) 3
第二種優先株式	-	5,000	5,000	-	(注) 4
合計	314	5,008	5,000	322	

(注) 1. 第二種優先株式の発行済株式の減少5,000千株は、消却(2021年8月6日)によるものであります。

2. 第四種優先株式の発行済株式の増加10,000千株は、第三者割当による発行(払込期日2021年7月30日)によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加8千株は単元未満株式買取によるものであります。

普通株式の自己株式の減少0千株は、単元未満株主からの売渡請求によるものであります。

4. 第二種優先株式の自己株式の増加5,000千株は、当行定款第13条第7項の規定による金銭を対価とする取得(強制償還)(2021年7月30日)によるものであります。

第二種優先株式の自己株式の減少5,000千株は、消却(2021年8月6日)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	693	6.00	2021年3月31日	2021年6月28日
	第二種優先 株式	100	20.00	2021年3月31日	2021年6月28日
	第三種優先 株式	137	25.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	751	利益剰余金	6.50	2022年3月31日	2022年6月27日
	第三種優先 株式	137	利益剰余金	25.00	2022年3月31日	2022年6月27日
	第四種優先 株式	100	利益剰余金	10.00	2022年3月31日	2022年6月27日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	115,967			115,967	
第三種優先株式	5,500		5,500	-	(注) 1
第四種優先株式	10,000			10,000	
合計	131,467			125,967	
自己株式					
普通株式	322	7	-	330	(注) 2
第三種優先株式	-	5,500	5,500	-	(注) 3
合計	322	5,507	5,500	330	

(注) 1. 第三種優先株式の発行済株式の減少5,500千株は、消却(2022年4月12日)によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加7千株は単元未満株式買取によるものであります。

3. 第三種優先株式の自己株式の増加5,500千株は、当行定款第13条第7項の規定による金銭を対価とする取得(強制償還)(2022年4月5日)によるものであります。

第三種優先株式の自己株式の減少5,500千株は、消却(2022年4月12日)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	751	6.50	2022年3月31日	2022年6月27日
	第三種優先 株式	137	25.00	2022年3月31日	2022年6月27日
	第四種優先 株式	100	10.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	751	利益剰余金	6.5	2023年3月31日	2023年6月28日
	第四種優先 株式	150	利益剰余金	15.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金預け金勘定	447,324百万円	243,382百万円
定期預け金	21	21
普通預け金	83	48
その他	95	83
現金及び現金同等物	447,122	243,228

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として車両及び電算機等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、連結子会社4社及び投資事業有限責任組合1組合(連結子会社)で構成され、銀行業務を中心に、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務、個別信用購入あっせん業務などの金融サービスに係る事業を行っております。当行の本店含む全61支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務に取組んでおります。また、連結子会社において、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務、個別信用購入あっせん業務等を事業展開することにより、銀行業務のサポートおよび金融サービスの充実を図っております。

当行グループでは、主として預金による資金調達を行い、貸出金、有価証券等を主体に資金運用を行っております。

また、デリバティブ取引は金利スワップ及び為替予約等を行っておりますが、利用目的は、主に多様な顧客ニーズへの対応及び金利・為替相場の変動による損失を軽減することであり、当行の資産・負債に対するリスク・ヘッジのために、多額の投機的な取引は行わないことを取組みの基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、信用供与先の倒産や財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び投資事業組合出資金であり、売買目的有価証券及びその他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の法人及び個人の預金であり、予期せぬ預金の流出等により、対外決済に支障を来す流動性リスクを内包しております。

デリバティブ取引には、ALM(資産・負債の総合管理)の一環で行っている金利スワップ取引があります。当行グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象であるその他有価証券で保有する現物債券の金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引に高い有効性があることを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する外貨建債券から生じる為替変動リスクを減殺する目的で為替スワップ取引を行い、また、お客さまとの間の外国為替取引で生じる為替変動リスクを減殺する目的で、金融機関と外国為替予約カバー取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの所在と量を、適時且つ適確に把握し、発生するリスクの極小化を図る。与信プロセス管理と、業種、債務者等への信用リスク集中を排除するべく与信ポートフォリオ管理を行うことで、経営の健全性、収益性を高めることを信用リスク管理の基本方針としております。特に、信用リスク集中については、クレジット・リミットの設定や与信集中管理等を通じて信用リスクを適切にコントロールしております。

また、適切な与信管理体制を構築するため、営業推進部門から分離、独立した信用リスク管理部署を設置し、相互牽制態勢を確立しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、金利リスクを、「一般貸出金等による運用と預金・社債・借入等による調達長さの違い(ALMギャップ)に由来する金利リスク」、「保有する債券に由来する金利リスク」、「貸出金の中でも金利決定スキームが特殊である仕組貸出金(仕組金利貸出金)に由来する金利リスク」の3つに大別し、リスクの所在と量を適時・適確に把握し、自己資本対比でのリスク量の適切性の管理と、収益性の管理を行うことを基本方針としており、統合的リスク管理部門がモニタリングを行い、経営陣に報告しております。

なお、預貸金の長短ギャップに伴う金利リスクは、預金政策、貸出金政策によりコントロールするほか、必要に応じて金利スワップを使用した「包括ヘッジ」、「個別ヘッジ」の手法によりリスクヘッジ(リスクの減殺)を実施しております。

() 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替スワップ取引及び外国為替予約等のカバー取引等を利用し、当該リスクを回避しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会の定めた方針に基づき、有価証券運用に関する規程に従い行われております。このうち、保有目的を、「売買目的有価証券」「その他有価証券」に区分した有価証券は、適切なロスカット・ルールを設定し、「売買目的有価証券」については損失限度額の設定を行い、価格変動リスクを管理しております（ただし、政策目的運用で保有する株式、及び元本償還が確実な国債・政府保証債を除く。）。ロスカット、ポジション枠は、市場事務部門において日次でモニタリングしております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当行グループの資産・負債に対するリスク・ヘッジを行うことを主目的とし、多額の投機的な取引は行わないことを基本方針としております。リスク管理体制については、取締役会の定めた各種リスク管理に関する規程に基づき、フロント部署（市場営業部門）、ミドル部署（統合的リスク管理部門）、バック部署（市場事務部門）において、日次、週次、月次等の適時管理を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

定量的分析を利用している金融商品：トレーディング勘定

当行において、トレーディング目的として保有している有価証券に関する時価の損失額の推計値としてVaRを算出しております。

VaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間は10日としております。

2023年3月31日（当期の連結決算日）現在でトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で55百万円（前連結会計年度は67百万円）であります。

定量的分析を利用している金融商品：非トレーディング勘定

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」であります。

上記商品のVaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間については「政策目的運用（株式）を除く有価証券」は3ヶ月、「政策目的運用（株式）有価証券」、「市場型間接金融商品」、「預貸金取引等（ALMギャップ）」は6ヶ月としております。

2023年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行のトレーディング業務以外の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で9,930百万円（前連結会計年度は6,879百万円）であります。なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。

2022年度に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

定量的分析を利用していない金融商品

2023年3月31日（当期の連結決算日）現在で定量的分析を利用していない金融商品は保有しておりません。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ローンポジションによる資金繰り運営を原則とし、運用・調達計画に基づく資金計画と、実績管理による資金繰り調整を行っております。預金残高管理、営業店等からの情報収集等による預金動向の把握、資金尻の予想乖離額の管理等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金、並びに借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)金銭の信託	2,216	2,216	-
(2)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	8	8	-
其他有価証券	295,107	295,107	-
(3)貸出金	1,444,233		
貸倒引当金（*1）	7,315		
	1,436,918	1,528,803	91,885
資産計	1,734,251	1,826,137	91,885
(1)預金	1,708,334	1,710,429	2,095
負債計	1,708,334	1,710,429	2,095
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(378)	(378)	-
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	1,875	1,875	-
デリバティブ取引計	1,497	1,497	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3） ヘッジ対象である有価証券のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1)金銭の信託	3,880	3,880	-
(2)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	19	19	-
満期保有目的の債券	3,900	3,919	19
その他有価証券（*1）	293,027	293,027	-
(3)貸出金	1,569,489		
貸倒引当金（*2）	8,521		
	1,560,967	1,576,670	15,702
資産計	1,861,795	1,877,517	15,721
(1)預金	1,880,340	1,882,380	2,039
負債計	1,880,340	1,882,380	2,039
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	38	38	-
ヘッジ会計が適用されているもの（*4）	(333)	(333)	-
デリバティブ取引計	(295)	(295)	-

（*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*4） ヘッジ対象である有価証券のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「商品有価証券及び有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式（*1）（*2）	1,989	2,461
組合出資金（*3）	6,145	1,902

（*1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2） 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について62百万円減損処理を行っております。

（*3） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	424,058	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	14,534	42,145	71,739	61,753	19,231	38,082
貸出金(*)	190,129	179,105	131,313	113,535	158,107	632,049
合計	628,722	221,251	203,052	175,289	177,339	670,132

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないもの27,762百万円、期間の定めのないもの12,229百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	219,391	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	3,900	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	11,522	36,878	100,572	36,766	17,185	30,943
貸出金(*)	216,227	179,142	153,093	121,461	172,288	682,573
合計	447,142	216,020	257,566	158,227	189,474	713,517

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないもの35,499百万円、期間の定めのないもの9,202百万円は含めておりません。

(注3) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,553,343	94,962	54,271	154	5,603	-
コールマネー及び売渡手形	123,000	-	-	-	-	-
借入金	229,000	27,000	-	-	-	-
合計	1,905,343	121,962	54,271	154	5,603	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,710,432	138,200	27,036	146	4,524	-
借入金	51,000	27,000	-	-	-	-
合計	1,761,432	165,200	27,036	146	4,524	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*)	1,900	-	-	1,900
商品有価証券及び有価証券				
商品有価証券	8	-	-	8
国債	8	-	-	8
有価証券	99,199	150,728	9,605	259,533
国債	55,215	16,931	-	72,147
地方債	-	75,976	-	75,976
社債	-	48,202	4,996	53,198
外国証券	31,937	9,618	4,609	46,165
株式	10,671	-	-	10,671
その他(*)	1,373	-	-	1,373
デリバティブ取引	-	2,254	-	2,254
通貨関連	-	18	-	18
金利関連	-	2,235	-	2,235
資産計	101,108	152,983	9,605	263,697
デリバティブ取引	-	757	-	757
通貨関連	-	397	-	397
金利関連	-	360	-	360
負債計	-	757	-	757

(*)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は35,890百万円であります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（*）	2,983	-	-	2,983
商品有価証券及び有価証券				
商品有価証券	19	-	-	19
国債	19	-	-	19
有価証券	90,397	153,958	18,517	262,873
国債	55,303	-	-	55,303
地方債	-	80,935	-	80,935
社債	-	50,945	4,787	55,733
外国証券	22,627	14,166	5,102	41,896
株式	11,636	-	-	11,636
その他（*）	830	7,910	8,626	17,368
デリバティブ取引	-	189	-	189
通貨関連	-	62	-	62
金利関連	-	126	-	126
資産計	93,400	154,147	18,517	266,065
デリバティブ取引	-	484	-	484
通貨関連	-	24	-	24
金利関連	-	460	-	460
負債計	-	484	-	484

（*）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の規定に基づき「基準価格を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は29,848百万円であります。

（*）また、同適用指針第24-16項の規定に基づき「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該組合等への出資の金額は3,105百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 投資信託の評価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 （*）					
25,057	-	393	4,396	-	-	29,848	-

（*）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	1,528,803	1,528,803
資産計	-	-	1,528,803	1,528,803
預金	-	1,710,429	-	1,710,429
負債計	-	1,710,429	-	1,710,429

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	3,919	-	3,919
貸出金	-	-	1,576,670	1,576,670
資産計	-	3,919	1,576,670	1,580,589
預金	-	1,882,380	-	1,882,380
負債計	-	1,882,380	-	1,882,380

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル1に分類しております。
なお、預け金と同様の性質を有すると考えられるものは帳簿価額によっております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TONAR、SWAP、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3に分類しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)である商業手形や一部の当座貸越については、時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

負債
預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(*1)

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均(*2)
有価証券				
其他有価証券				
社債(私募債)	現在価値技法	倒産確率	0.00% - 1.60%	0.12%

(*1) レベル3に分類した外国証券は当行自身が観測できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(*2) インプットの加重平均は金融資産の時価により算出しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均(*2)
有価証券				
其他有価証券				
社債(私募債)	現在価値技法	倒産確率	0.00% - 2.47%	0.30%

(*1) レベル3に分類した外国証券とその他は当行自身が観測できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(*2) インプットの加重平均は金融資産の時価により算出しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益(*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証 券								
社債	5,216	-	18	202	-	-	4,996	-
外国証券	6,242	264	47	1,850	-	-	4,609	59

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益(*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証 券								
社債	4,996	0	27	181	-	-	4,787	-
外国証券	4,609	358	146	705	-	-	5,102	-
その他	5,973	182	155	2,991	-	-	8,626	-

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経営会議にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債(自行保証付私募債等)と外国証券(仕組債)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、発行体の倒産確率であります。このインプットの著しい増加(減少)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	3,900	3,919	19
	その他	-	-	-
	小計	3,900	3,919	19
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,900	3,919	19

3. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	8,474	4,735	3,738
	債券	34,613	34,398	214
	国債	16,931	16,771	160
	地方債	2,691	2,691	0
	社債	14,990	14,936	53
	外国証券	7,036	6,674	361
	その他	27,275	25,535	1,740
	小計	77,399	71,344	6,055
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,197	2,538	340
	債券	166,708	169,188	2,479
	国債	55,215	57,162	1,946
	地方債	73,284	73,667	382
	社債	38,208	38,358	150
	外国証券	39,129	40,646	1,517
	その他	9,672	10,280	607
	小計	217,707	222,653	4,945
合計		295,107	293,997	1,109

(注) 差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は59百万円(損失)であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	9,134	5,287	3,846
	債券	47,898	47,357	540
	国債	40,365	39,855	509
	社債	7,533	7,502	30
	外国証券	19,152	18,810	341
	その他	33,391	31,426	1,964
	小計	109,575	102,882	6,693
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,502	2,698	196
	債券	144,074	145,168	1,093
	国債	14,938	14,948	10
	地方債	80,935	81,700	765
	社債	48,200	48,518	318
	外国証券	22,743	24,672	1,928
	その他	14,131	15,105	973
小計	183,451	187,644	4,192	
合計		293,027	290,527	2,500

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,173	339	115
債券	41,673	63	524
国債	41,171	62	524
社債	501	1	-
外国証券	10,918	144	58
その他	2,236	55	-
合計	58,001	603	698

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	4,588	643	21
債券	108,299	936	35
国債	108,199	936	35
社債	100	0	-
外国証券	28,510	23	2,066
その他	3,671	106	8
合計	145,068	1,710	2,131

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度における減損処理額は263百万円（株式70百万円、その他の証券190百万円、外国証券2百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,900	16

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,982	64

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	316	312	3	3	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,898	1,880	17	18	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	1,172
その他有価証券	1,169
その他の金銭の信託	3
()繰延税金負債	320
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	851
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	851

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	2,518
その他有価証券	2,500
その他の金銭の信託	17
()繰延税金負債	701
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,816
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,816

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)
該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	8,640	-	383	383
	買建	645	-	4	4
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	378	378

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	7,795	-	34	34
	買建	2,335	-	4	4
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	38	38

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2022年3月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	有価証券	42,442	42,442	1,875
	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	-	1,875

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	有価証券	20,644	2,661	333
	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	-	333

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行の退職給付制度は退職一時金制度のほか、企業年金基金制度と併せて採用しております。また、当行は、退職給付信託を設定しております。なお、連結子会社1社が中小企業退職金共済制度に加入しておりますが、他の連結子会社には退職給付制度はありません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,162	3,925
勤務費用	270	263
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	13	12
退職給付の支払額	520	623
その他	-	2
退職給付債務の期末残高	3,925	3,555

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	3,550	3,453
期待運用収益	71	69
数理計算上の差異の発生額	61	108
事業主からの拠出額	86	21
退職給付の支払額	192	224
年金資産の期末残高	3,453	3,211

(注) 年金資産には、退職給付信託が含まれております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,469	1,231
年金資産	3,453	3,211
非積立型制度の退職給付債務	1,984	1,979
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,456	2,323
	472	343
退職給付に係る負債	472	349
退職給付に係る資産	-	5
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	472	343

(注) 年金資産には、退職給付信託が含まれております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	270	263
利息費用	-	-
期待運用収益	71	69
数理計算上の差異の費用処理額	84	85
過去勤務費用の費用処理額	-	-
その他	-	2
確定給付制度に係る退職給付費用	283	282

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
過去勤務費用	-	-
数理計算上の差異	9	10
合計	9	10

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
未認識数理計算上の差異	452	462
合計	452	462

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
債券	20.0%	21.2%
投資信託(注2)	58.1%	61.5%
現金及び預金	5.7%	6.1%
一般勘定	16.2%	11.2%
その他	0.0%	-%
合計	100.0%	100.0%

(注) 1. 連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が61.4%(前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)は58.0%)含まれております。

2. 主として債券に対して投資を行うファンドであります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,204百万円	3,224百万円
退職給付に係る負債	813	712
株式等有税償却額	77	157
未払事業税	115	111
減価償却損金算入限度超過額	34	80
未払賞与	112	88
減損損失	36	36
繰延ヘッジ損益	-	97
その他	414	584
繰延税金資産小計	4,810	5,092
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,897	2,783
評価性引当額	2,897	2,783
繰延税金資産合計	1,912	2,309
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	320	701
繰延ヘッジ損益	581	-
未収還付事業税	0	-
その他	70	9
繰延税金負債合計	972	710
繰延税金資産（負債）の純額	939	1,598

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役務取引等収益	2,591	2,511
預金・貸出業務	576	568
為替業務	319	319
証券関連業務	415	325
代理業務	353	559
個別信用購入あっせん業務	795	586
その他	131	151
その他経常収益	83	66
顧客との契約から生じる経常収益	2,675	2,577
上記以外の経常収益	24,630	28,856
外部顧客に対する経常収益	27,306	31,434

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計方針に関する事項「(10)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	当連結会計年度(期首) (2021年4月1日)	当連結会計年度(期末) (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
その他資産	200	159

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	当連結会計年度(期首) (2022年4月1日)	当連結会計年度(期末) (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
その他資産	159	154

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、個別信用購入あっせん業務における顧客手数料に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	310	191
1年超2年以内	100	68
2年超3年以内	15	16
合計	426	276

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは単一のセグメントであることから、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,829	4,205	3,256	1,014	27,306

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	20,380	6,249	3,859	944	31,434

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	円	620.99	654.79
1株当たり当期純利益	円	41.92	45.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	87,552	85,867
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	15,737	10,150
うち第三種優先株式払込金額	百万円	5,500	-
うち第三種優先株式配当額	百万円	137	-
うち第四種優先株式払込金額	百万円	10,000	10,000
うち第四種優先株式配当額	百万円	100	150
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	71,814	75,717
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	115,644	115,636

(注) 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	5,086	5,400
普通株主に帰属しない金額	百万円	237	150
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	237	150
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,848	5,250
普通株式の期中平均株式数	千株	115,648	115,639

(注) 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	256,000	78,000	-	-
借入金	256,000	78,000	-	2023年4月～ 2024年6月
1年以内に返済予定のリース債務	11	5	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	17	11	-	2024年4月～ 2027年6月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	51,000	27,000	-	-	-
リース債務 (百万円)	5	4	4	1	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	7,507	15,152	23,343	31,434
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	2,728	4,318	6,678	7,635
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	1,829	3,021	4,654	5,400
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	15.82	26.12	40.25	45.40

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	15.82	10.3	14.12	5.15

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
現金預け金	447,268	243,349
現金	23,265	23,990
預け金	4,424,002	4,219,358
買入金銭債権	200	123
商品有価証券	8	19
商品国債	8	19
金銭の信託	2,216	3,880
有価証券	1, 2, 4, 7 304,324	1, 2, 4, 7 302,451
国債	72,147	55,303
地方債	75,976	80,935
社債	53,149	59,633
株式	13,098	14,500
その他の証券	89,953	92,078
貸出金	2, 4, 5 1,449,087	2, 5 1,572,260
割引手形	3 1,018	3 1,240
手形貸付	19,795	19,773
証書貸付	1,328,382	1,438,846
当座貸越	99,890	112,399
外国為替	2 255	2 291
外国他店預け	255	291
その他資産	9,978	9,572
未決済為替貸	24	65
前払費用	999	886
未収収益	2 2,011	2 2,263
金融派生商品	2,254	189
その他の資産	2, 4 4,687	2, 4 6,167
有形固定資産	6 10,818	6 10,729
建物	3,727	3,911
土地	6,335	6,345
リース資産	29	17
建設仮勘定	88	-
その他の有形固定資産	637	455
無形固定資産	2,452	3,979
ソフトウェア	1,084	1,008
ソフトウェア仮勘定	1,335	2,937
その他の無形固定資産	33	33
前払年金費用	204	214
繰延税金資産	795	1,443
支払承諾見返	2 1,368	2 1,153
貸倒引当金	7,357	8,531
資産の部合計	2,221,622	2,140,937

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
預金	4 1,709,727	4 1,881,463
当座預金	24,264	23,876
普通預金	541,825	567,251
貯蓄預金	14,084	12,564
定期預金	1,120,803	1,271,329
定期積金	567	267
その他の預金	8,181	6,173
コールマネー	123,000	-
債券貸借取引受入担保金	4 31,957	4 84,298
借入金	4 256,000	4 78,000
借入金	256,000	78,000
外国為替	1	7
未払外国為替	1	7
その他負債	10,943	8,779
未決済為替借	40	37
未払法人税等	1,371	1,219
未払費用	3,816	4,253
前受収益	335	375
給付補填備金	0	0
金融派生商品	757	484
リース債務	28	17
資産除去債務	67	68
その他の負債	4,524	2,322
退職給付引当金	220	91
睡眠預金払戻損失引当金	198	263
偶発損失引当金	123	126
システム解約損失引当金	-	294
再評価に係る繰延税金負債	801	790
支払承諾	1,368	1,153
負債の部合計	2,134,342	2,055,268
純資産の部		
資本金	28,497	28,497
資本剰余金	20,072	20,071
資本準備金	20,071	20,071
その他資本剰余金	0	-
利益剰余金	35,083	34,086
利益準備金	1,888	2,086
その他利益剰余金	33,195	31,999
別途積立金	2,832	2,832
繰越利益剰余金	30,362	29,167
自己株式	125	129
株主資本合計	83,528	82,525
その他有価証券評価差額金	851	1,816
繰延ヘッジ損益	1,327	222
土地再評価差額金	1,573	1,548
評価・換算差額等合計	3,751	3,142
純資産の部合計	87,279	85,668
負債及び純資産の部合計	2,221,622	2,140,937

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	26,804	31,060
資金運用収益	22,638	24,987
貸出金利息	19,003	20,489
有価証券利息配当金	3,042	4,014
コールローン利息	0	0
債券貸借取引受入利息	1	68
預け金利息	581	324
金利スワップ受入利息	3	84
その他の受入利息	4	4
役務取引等収益	2,403	3,217
受入為替手数料	319	319
その他の役務収益	2,083	2,898
その他業務収益	636	1,079
外国為替売買益	2	-
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	549	936
金融派生商品収益	85	142
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	1,126	1,775
株式等売却益	787	1,484
金銭の信託運用益	73	28
その他の経常収益	265	261
経常費用	19,376	23,061
資金調達費用	2,252	2,906
預金利息	2,052	1,954
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	18	35
債券貸借取引支払利息	15	864
金利スワップ支払利息	202	123
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	4,539	4,440
支払為替手数料	0	1
その他の役務費用	4,538	4,438
その他業務費用	106	2,331
外国為替売買損	-	85
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	96	2,051
国債等債券償却	-	190
その他の業務費用	9	3
営業経費	10,514	10,665
その他経常費用	1,964	2,716
貸倒引当金繰入額	1,558	2,119
株式等売却損	178	87
株式等償却	0	135
金銭の信託運用損	-	27
その他の経常費用	227	346
経常利益	7,427	7,999

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
特別利益	105	36
固定資産処分益	105	36
特別損失	213	391
固定資産処分損	1	12
減損損失	6	84
システム移行関連費用	205	-
システム解約損失引当金繰入額	-	294
税引前当期純利益	7,319	7,644
法人税、住民税及び事業税	2,256	2,538
法人税等調整額	49	360
法人税等合計	2,207	2,177
当期純利益	5,112	5,467

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,497	15,071	4,016	19,088	1,702	2,832	27,316	31,851	121	74,316
当期変動額										
新株の発行	5,000	5,000		5,000						10,000
剰余金の配当							931	931		931
利益準備金の積立					186		186	-		-
当期純利益							5,112	5,112		5,112
自己株式の取得									5,004	5,004
自己株式の処分			0	0					0	0
自己株式の消却			4,016	4,016			983	983	5,000	-
土地再評価差額金の取崩							34	34		34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	5,000	5,000	4,016	983	186	-	3,046	3,232	4	9,211
当期末残高	28,497	20,071	0	20,072	1,888	2,832	30,362	35,083	125	83,528

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,704	9	1,607	5,322	79,639
当期変動額					
新株の発行					10,000
剰余金の配当					931
利益準備金の積立					-
当期純利益					5,112
自己株式の取得					5,004
自己株式の処分					0
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取崩					34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,853	1,317	34	1,570	1,570
当期変動額合計	2,853	1,317	34	1,570	7,640
当期末残高	851	1,327	1,573	3,751	87,279

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	28,497	20,071	0	20,072	1,888	2,832	30,362	35,083	125	83,528
当期変動額										
剰余金の配当							989	989		989
利益準備金の積立					197		197	-		-
当期純利益							5,467	5,467		5,467
自己株式の取得									5,504	5,504
自己株式の消却			0	0			5,499	5,499	5,500	-
土地再評価差額金の取崩							24	24		24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	0	0	197	-	1,195	997	4	1,002
当期末残高	28,497	20,071	-	20,071	2,086	2,832	29,167	34,086	129	82,525

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	851	1,327	1,573	3,751	87,279
当期変動額					
剰余金の配当					989
利益準備金の積立					-
当期純利益					5,467
自己株式の取得					5,504
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取崩					24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	965	1,550	24	608	608
当期変動額合計	965	1,550	24	608	1,610
当期末残高	1,816	222	1,548	3,142	85,668

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）によって行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に口座振替に係る手数料、内国為替に係る手数料、投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料などから構成されています。

口座振替に係る手数料は振替の完了した時点、内国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点、金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点で、それぞれ履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を以下のとおり計上しております。

総と信額が一定額を超える債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債務者に対する債権については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,440百万円（前事業年度末3,167百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

(5) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、当行の公共債・投資信託の窓販業務等一部の登録金融機関業務に係る顧客の証券口座に関する権利義務をアイザワ証券株式会社へ承継するにあたり、将来発生が見込まれる窓口販売システムの利用契約の中途解約に係る損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貸倒引当金	7,357百万円	8,531百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」における記載と同一であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資額の総額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
株式	1,127百万円	1,127百万円
出資金	694百万円	757百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,865百万円	6,002百万円
危険債権額	12,613百万円	18,000百万円
要管理債権額	287百万円	103百万円
三月以上延滞債権額	-百万円	-百万円
貸出条件緩和債権額	287百万円	103百万円
小計額	18,766百万円	24,106百万円
正常債権額	1,437,715百万円	1,555,322百万円
合計額	1,456,481百万円	1,579,429百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1,018百万円	1,240百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	194,435百万円	184,480百万円
預け金	21百万円	21百万円
貸出金	151,456百万円	-百万円
その他の資産	3百万円	3百万円
計	345,917百万円	184,506百万円

担保資産に対応する債務

預金	759百万円	747百万円
債券貸借取引受入担保金	31,957百万円	84,298百万円
借入金	256,000百万円	78,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
有価証券	1,514百万円	1,604百万円
その他の資産	2,903百万円	1,444百万円

また、その他の資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
保証金	2,961百万円	1,501百万円
金融商品等差入担保金	956百万円	119百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
融資未実行残高	165,568百万円	169,115百万円
うち原契約残存期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	161,779百万円	167,136百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6.有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
圧縮記帳額	20百万円	20百万円
(当事業年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

7.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
4,951百万円	4,789百万円

8.取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
130百万円	152百万円

(損益計算書関係)

1.営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料・手当	4,703百万円	4,502百万円
業務委託費	1,226百万円	1,528百万円
減価償却費	921百万円	955百万円
退職給付費用	283百万円	282百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	1,127	1,127
関連会社株式	-	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,202百万円	3,216百万円
退職給付引当金	674	634
株式等有税償却額	77	157
減価償却損金算入限度超過額	34	80
未払賞与	112	88
未払事業税	112	107
減損損失	36	36
繰延ヘッジ損益	-	97
その他	408	578
繰延税金資産小計	4,659	4,997
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,891	2,778
評価性引当額	2,891	2,778
繰延税金資産合計	1,768	2,218
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	320	701
繰延ヘッジ損益	581	-
その他	70	73
繰延税金負債合計	972	774
繰延税金資産(負債)の純額	795百万円	1,443百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間	30.45%
交際費等永久に損金に算入されない項目	の差異が法定実効税率の100分の	0.48
住民税均等割等	5以下であるため注記を省略し	0.23
評価性引当額の増減	ております。	1.47
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		1.28
その他		0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率		28.48

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	円	618.63	653.06
1株当たり当期純利益	円	42.15	45.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	87,279	85,668
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	15,737	10,150
うち第三種優先株式払込金額	百万円	5,500	-
うち第三種優先株式配当額	百万円	137	-
うち第四種優先株式払込金額	百万円	10,000	10,000
うち第四種優先株式配当額	百万円	100	150
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	71,542	75,518
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	115,644	115,636

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	5,112	5,467
普通株主に帰属しない金額	百万円	237	150
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	237	150
普通株式に係る当期純利益	百万円	4,875	5,317
普通株式の期中平均株式数	千株	115,648	115,639

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	7,093	392	67 (0)	7,418	3,506	207	3,911
土地	6,335 (2,336)	49	39	6,345 (2,301)	-	-	6,345
リース資産	290	-	0 (0)	289	272	11	17
建設仮勘定	88	312	400	-	-	-	-
その他の有形固定資産	2,766 (38)	190	297 (77)	2,659 (38)	2,203	178	455
有形固定資産計	16,574 (2,374)	944	806 (78)	16,712 (2,339)	5,983	398	10,729
無形固定資産							
ソフトウェア	5,504	495	18 (6)	5,981	4,972	557	1,008
ソフトウェア仮勘定	1,335	1,763	160	2,937	-	-	2,937
その他の無形固定資産	33	-	-	33	0	0	33
無形固定資産計	6,872	2,259	179 (6)	8,952	4,972	557	3,979

(注) 1. 当期首残高欄及び当期末残高欄における()内は「土地再評価に関する法律」による再評価差額の残高(内書き)であります。

2. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7,357	8,531	1,672	5,684	8,531
一般貸倒引当金	2,017	2,116	-	2,017	2,116
個別貸倒引当金	5,339	6,415	1,672	3,666	6,415
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
睡眠預金払戻損失引当金	198	263	70	128	263
偶発損失引当金	123	126	-	123	126
システム解約損失引当金	-	294	-	-	294
計	7,679	9,215	1,743	5,935	9,215

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額
個別貸倒引当金.....主として洗替による取崩額
睡眠預金払戻損失引当金...洗替による取崩額
偶発損失引当金.....洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,371	1,219	1,371	-	1,219
未払法人税等	1,001	865	1,001	-	865
未払事業税	370	354	370	-	354

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 https://www.saikyobank.co.jp
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて応募株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第114期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月27日中国財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月27日中国財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第115期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月8日中国財務局長に提出

第115期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月18日中国財務局長に提出

第115期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日） 2023年2月6日中国財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月28日

株式会社西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 幸也 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2022年6月24日付けで無限定適正意見を表明している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自己査定における債務者区分の妥当性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は山口県を中心とした営業エリアにおいて、法人・個人向けに融資業務等を展開しており、2023年3月31日現在、連結貸借対照表において貸出金1,569,489百万円を計上している。</p> <p>会社が計上している貸出金等の債権の回収可能性は、国内外の経済情勢、主たる営業エリアである山口県の景気動向、担保不動産の価格や流動性、金利、株価等の金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の影響を受ける。また、新型コロナウイルス感染症拡大の地域経済への影響が、貸倒れの発生可能性に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>このため会社は、将来の貸倒れによる損失に備えるため、連結財務諸表の注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項(5) 貸倒引当金の計上基準」及び(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、自己査定基準に基づき債務者区分を決定し、償却・引当基準にのっとり、決定した債務者区分ごとに貸倒引当金を算定している。2023年3月31日現在、連結貸借対照表において計上している貸倒引当金は8,661百万円である。</p> <p>貸倒引当金の算定に当たり会社は、全ての債権について、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査する体制を構築している。</p> <p>自己査定における債務者区分の決定に際しては、各債務者の財務情報、資金繰り、収益力等から、債務償還能力の総合的な検討が求められる。債務者区分の決定には、債務者の赤字や債務超過の原因、経営改善計画の合理性や実現可能性、事業再建の見込み等の経営者の重要な判断や見積りが介在することから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、自己査定における債務者区分の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己査定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について、諸規程の金融商品会計基準等への準拠性の検討、統制活動実施者への質問及び回答の裏付けとなる関連文書の閲覧により評価した。 自己査定関連資料を閲覧するとともに、必要に応じて会社の営業関連部署、資産監査部署に質問を実施し、会社の債務者区分判定の妥当性を検討した。 会社が、債務者の経営改善計画について、過年度に策定した計画と実績とを比較し差異原因を分析することにより、計画の合理性や実現可能性を適切に評価しているかどうかを検討した。 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を含め、主要な債務者の業況について、経営者への質問を行い、債務者区分の見直しが必要な債務者の有無について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西京銀行の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社西京銀行が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 幸也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第115期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年6月24日付けで無限定適正意見を表明している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自己査定における債務者区分の妥当性について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（自己査定における債務者区分の妥当性について）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。